

平成31年3月18日(月曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
		企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 尾崎智彩

平成31年3月第29回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

平成31年3月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成31年3月18日  
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

濱村博君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

今回、私がお願いしておりますのは、各種研修制度についてと、それから新旧国道の安全対策について、それから高規格道路の進捗（しんちよく）についての3点でございます。

それではまず1点目から、各種事業の研修制度についてお伺いします。

カッコ1として、さまざまな業種に研修生を入れるについては、将来のまちづくりに必要な人材を育てるという目的がある。仕事に一生懸命取り組んでいただいて、将来この町の産業を支えてもらえる人として育ててもらいたいと思っているのが研修生制度だと思っています。

そして、その研修に入っただけの方々を支えるその制度の条件整備。これは黒潮町としては整っているのでしょうか、というのが1つ目の質問です。

やはり、本町が町を挙げて研修制度を導入して、さまざまな業種で頑張っただけの方を募集しているというのは、本当に今、後継者問題が大きく取りざたされていますけれども、そこに携わってくださる若い方々を育てたい。その思いで、公的資金を投じながら、国も県も町も一緒になって取り組んでいるものと思います。この制度の充実は図られているのでしょうか。

お伺いします。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

おはようございます。

それでは坂本議員の、1のカッコ1、各種研修制度において研修生が研修するのに必要な条件整備は整っているのかのご質問について、最初に農業の分野でのお答えをさせていただきます。

農業の研修制度につきましては、新規就農に向けての事業として、新規就農推進事業と農業次世代人材投資事業（準備型）を併用して活用しており、研修先として、黒潮町農業公社での研修、篤農家での研修、親元での研修があります。

農業公社、篤農家での研修には、1年から2年間の実践研修で、新規就農に必要な技術、知識を習得することで、新規就農者の確保を図ることを目的としております。

親元での研修は、農家指定をUターン就農させて研修を行うとともに、経営改善に取り組む農業者を支援することを目的としております。

研修に必要な条件整備が整っているかのご質問ですが、農業においては研修に必要な条件は、まず、研修後に農業経営ができる技術、知識が習得できる研修となっているかどうかだと思っております。

黒潮町では、新規就農研修に特化した農業公社を設立しています。農業公社では、営農指導経験のある指導員が指導を行い、研修生1人がハウス1棟を管理し、簿記記帳も研修生が行うなど、先進的な取り組みを行っております。

また、篤農家での研修も高知県で受け入れ農家の認定基準があり、その認定を受けた農家が研修を行うこととなっております。

また、親元での研修期間は1年間で、そのうち3カ月以上の県農業担い手センターでのレベルアップ研修を受けることとなっております。

ただし、国事業である農業次世代人材投資事業（準備型）の制度のうち先進農家研修が、平成31年度から農の雇用事業に一本されることになりました。この制度変更では、今まで研修生として篤農家が受け入れていたものが、研修生と受け入れ農家が雇用契約を結び実践研修を行うこととなり、受け入れ農家の負担が多くなることが予測されます。

このようなことから、黒潮町農業公社の機能アップが必要であると考えております。研修生の受け入れ定員増や篤農家が農の雇用を行った場合への支援、研修生の就農後の就農地の確保等が黒潮町農業公社を活用して行えないか、検討を行っていきたいと思っております。

このように改善点はあると思っておりますが、新規就農研修に対する一定の条件整備、研修体制は整っていると判断しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

おはようございます。

それでは私の方から、林業と水産部門についてお答え致します。

まず、林業につきましては、新規就業者が幡東森林組合に就業する形での担い手育成研修を、全国森林組合連合会の緑の雇用を活用しています。新規就業者の1年目から3年までの3年間について、各受け入れ施業班に弟子制度のような形での研修を実施しております。

研修内容としましては、林業作業士としての研修を行うもので、林業作業、下刈り、除伐、間伐等の基本研修に始まり、各種重機、バックホー、クラップル等の操作や運転技術の習得を、現場実践の中で行っています。

次に、漁業につきましては、高知県による新規就業者支援事業を活用して、新規就業者が地元の漁業者に弟子入りする形で研修を実施しています。

研修期間は、短期研修1週間程度と長期研修2年間があり、短期研修では実際の漁業や生活を体験して、興味を持ってもらうことを主眼に行っております。

長期研修では、実際に指導者の下、漁場でのさまざまな漁労技術の習得、陸上での水揚げ作業、網の補修、販売等の研修も可能となっております。現在、入野地区では3名の方が、この長期漁業研修を行っております。

研修に必要な条件整備については、林業においては認定事業体であり、研修に必要な指導者と機材、事業地が確保され、計画的に研修ができている林業事業体であることが条件となっており、一定の条件は整っていると考えております。

漁業においては、漁協と高知県漁業指導者との連携の下、研修を行っておりますが、現状を考えたとき、指導者の確保が難しいのが現状です。研修後は、自営の漁業者または常勤雇用により漁業に1年以上就業することになっており、その後独立の道を選んだ場合、漁船の購入および付帯設備の整備については漁船リース事業という補助制度も活用できます。また、小型船舶操縦士や無線技師などの必要な免許資格を習得するための漁業就業安定対策制度も創設されております。

こうした漁業就業者希望者を総合的に支援する、法人の新組織である高知県漁業就業者支援センターをこの平成31年4月1日に立ち上げ、安心して研修が受け入れる体制整備を図り、支援制度についてもリース事業を始め、運転資金等についても対応ができる体制を整えることとなっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ありがとうございました。

今、農林水産、ご説明いただきました。さまざまな事業があるなというふうに聞いておりました。

制度としては、本当に今、地域の中でもそうですし全国的にでも後継者の問題が大きく取りざたされていますので、皆さんが一生懸命、何としてでも一次産業を守り、それからやっぱり産業の基盤というのは一次産業からでございますので、その衰退を何とか守っていかうとする努力の跡だと思えます。

そこでお伺いしますが、こういった制度をご利用になる方ですけれども、その方々は地元の方もあろうかと思いますが、やはりIターンやUターンされる方が多いと思えます。

農業の方でもお話がありましたように、農業の方は最初は親元制度というのは入っていなかったと思えますが、途中からやっぱり後継者をつくっていくということが大切だということで、少し遅れてから始まった制度ではなかったかと思えます。

このような形で、今の研修制度に入られる方もさまざまな条件があると思えます。そして、この制度を使っただけに当たっての条件もあると思えます。それは、その制度にきちっと入っていただける。例えば、地域にお住まいになってとか、住所があるとか、そういう条件を課した上でこの制度をご利用いただいているのではないかと思います。

ご利用になっている方々の研修生の状況というのはどのような方が多いのでしょうか。分かっている範囲で結構でございます。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

坂本議員の再質問にお答え致します。

Iターン、Uターン、そして地元の方の、どういう利用状況かということでございますが、本制度が平成22年から始まっておりまして、それから9年ぐらいたつんですけど、28名の方が利用していただいております。

その中の、すいません、内訳がですね、詳細をよう分けておりませんが、Iターンもおれば、Uターンの方もおられる。また地元の方もおられるということで、その割合についてはさまざまではございますが、地元の

方のUターンで帰って来られる方の割合の方が比較的多いのかなという感触を持っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではお答え致します。

まず、水産の部門で、現在3名の方が研修をされていることとなっておりますが、1名はUターンで、県外の企業にお勤めになった方が地元でやはり漁師をしたいということで、Uターンとして入っております。

それから、あと2名の方は地元の方となっております。

それから林業につきましては、全てIターン、県外の方が興味を抱きながらこの事業体に入って、研修をしておるといようなことであります。

それから、大敷網の関係もございまして、技術習得の制度がございまして、そこの方につきましてはほぼ県外の方ということになっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

今、それぞれの業種に研修生としてお入りになる方の状況をお伺いしました。

そのことでお伺いしましたので、2番に移りたいと思います。

今、お話のありました研修生の状況というのは、よそから来てくださる方、地域の一員としてこれから頑張っていこうという思いを持って、多分この黒潮町の地を踏んでいただいているのだと思います。

そういった方々の、私が心配していますのは、その方々が知らない土地に来て、そしてまた親元に帰られる方も、今まではお父さんお母さん、親族の方が頑張ってお守ってきたものを引き継いでいくという意志を持って帰ってきた方だと思いますけれども、その方々の収入というのはそんなに一気に安定するわけではないと思っています。まして研修生制度ですので、学ぶということですので、お金を出してでも学べと言われればそういうものなのかもしれませんけれども。やはりこうした制度として黒潮町が作っている限り、その充実、それからその生活をいかに保証してあげるのか、ということが大切なことだと思っていますので、2番の質問をさせていただきます。

研修生が日常生活を送りながら研修を受けるには、支給される研修生への月額報酬を月ごとに支給すべきだと思う。貯金を切り崩しながら研修を受けなければならない状況では、研修制度を後退させる。研修資金の貸付制度など、準備が必要でないかということでございますけれども。

このことについては、今お話し致しましたように、もちろんちゃんとした資金をしっかりと蓄えてこちらに来て、家を建てたり、それから農業のハウスを建てたり、それから、まあ漁船をすぐに造るというのは難しいと思いますけれども、一定の基盤を持っていらっしゃる方もあるとは思いますが。ただ、この制度で受け入れているのは、そういう方たちばかりではないですね。ということは、初めて農業を始める、漁業を始める、林業に携わりたい。でも、やっぱり生活の不安がある。そういうことも払拭（ふっしょく）しながら、この制度に安心してついてくださいねというのが、今、国や県や黒潮町で進めている制度の目的だと思います。

そのことで私が心配していますのは、きちっとその研修している方々が生活に心配がないような状況で研修ができていくのかということを考えていますので。もし資金繰りが難しいというようなことがあったときには、

その補助金というのいろいろな所から入ってまいりますので、県からの補助金、国からの補助金、それから黒潮町が出す補助金。いろんな補助金があると思いますが、その制度が直接その研修生の皆さんの研修をきちっと支えられるものになっているのか。

もしなっていないのであれば、黒潮町の独自の制度として貸付金制度でも作ってですね、そのあたりをフォローしていく必要がありはしないか。

ということで、2番をお伺いします。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは坂本議員の1、カッコ2の、研修生に支給される報酬を月ごとの支給とし、研修資金の貸付制度などの準備が必要ではないか、のご質問についてお答えを致します。

一次産業のうち農業の研修生への研修手当は、就農時の年齢が45歳未満の方は、高知県農業会議が事業実施主体の農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けることとなっており、この事業は半年ごとに75万円を研修期間中に交付することとなっております。

また、産地提案書を作成している町の推奨品目については、黒潮町から月2万5,000円の上乗せを、月ごとの研修修了の翌月に交付をしております。

45歳以上については、黒潮町から、月12万5,000円、または15万円を、月ごとに研修修了の翌月に交付することとなっております。

現状では、半年ごとの75万円の交付については、最初の半年間の支給は、県の受付審査時期が年3回であるため、通常の9月研修開始であれば開始後4カ月程度後の12月交付となっております。次の半年分からの1年6カ月間の3回分の交付は、半年間での請求を行うこととなっており、現実的には期間中の早い時期での交付となっております。

平成30年度は、黒潮町全体で継続を含めた9名が研修を行っており、そのうち、この準備型を受給している方が8名となっております。

この半年分の支給を毎月支給にすることは制度上困難ですので、準備型で交付を受けている研修生を毎月交付にすることは不可能となっているところです。

林業の新規就業者に対しては、全国森林組合連合会から月額9万円と黒潮町からの3万円の合計12万円を、就業月から毎月給与として森林組合から支給をされております。

また、漁業の新規就業者に対しては、生活支援金として月15万円を、漁協を通じて四半期ごとに支給しています。

毎月支給や一括支給への変更については、制度上は可能となっているところです。よって、一次産業のうち制度上毎月支給が不可能なのは、農業での準備型を利用している研修生のみとなるところです。

この準備型の支給時期については、平成31年度から研修生の募集時期を早めて現在準備を行っており、9月の研修開始後、事務手続きが通常行われれば、高知県農業会議から10月中には支給できるものと考えております。

また、先のご質問で答弁致しましたが、平成31年度から国の制度変更に伴い県の受付審査回数についても、現行の年3回から年6回に変更になる予定ですので、現行よりも速やかな支給が可能になると考えております。

これらにより、平成31年度以降は研修生が自己資金を使用する期間ができるだけ短く研修が行えるものと考えております。

つきましては、新たな研修資金の貸付制度などを設けることは現時点では考えておりませんが、支給時期や月ごとの支給が研修事業そのものの推進に影響が出ているのであれば、他の事業内容等も含め、全体的なものとして検証を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ありがとうございました。

私が心配しておりました部分は、31年度からはだいぶ改善されるというご答弁だったと思います。

やはり、研修の期間が始まって4カ月も後で支給されるということが非常に私気になっておまして。特に、大変申し訳ないんですが私、林業、漁業についてはちょっと詳しくないので、まず先に農業の方を一つの例としてお話しさせて頂くということをお断りして進めたいと思うんですけども。

この制度が始まりましたとき、農業も林業もいろいろとそういう制度が入ってきているんですけども、大変いい制度だなと思って期待しておりました。そのときにも、その研修生に支払われる補助金というのは非常に遅かったんですね。半年後とか1年後とかって。これではなかなか研修生制度が進まないなということがあって、議員の中でも少し話をして、県にも何とか早めに支給するような形にできないだろうか。で、町の部分でもできれば月ごとに支給してあげることができないだろうか、ということでお話しをしたことがございました。

そして、町はできるようになったよということでしたので、もうだいぶ、15万入るんだと思っていましたら、町は2万5,000円を毎月支給していただいているということで、1カ月は15万の支給の保証額はあるにしてみても、実際手元に入るのは2万5,000円しかないというような現状があったので、すごく心配していました。

やはり、充実をした研修を受けていただくには、やはり落ち着いてしっかりとそのことを身に付けていただきたいとは思っていますので、もし改善できるのであれば、もっとどんどんどんどん充実させていただきたいと思っています。私は、甘やかすということとは違うと思っています。制度が本来持っている目的を果たすためにどういう条件を整備しなければならないのかということが必要だと思いますので、募集の要項に合い、それから研修を受ける人の実態に合うような、制度の充実を図っていただきたいと思っています。

そしてもう一つ、全体的なことでございますけれども。

こうした制度の運用というのは、皆さま方執行部に任された権限でございます。私たちは、議会には議会の役割がありますし、執行部には執行部の役割がございます。議会とおさの力の関係のバランスというようなことを書いてある文書なんかも読みましても、地方自治体の首長制のために議会と町の力関係は対等であるとしながらも、議会がその執行部に関係していることを何でもかんでも議決をしてしまうということでは、町長の権限を侵すこととなります。ですから、私たちは執行部の皆さまが日常の業務の中でいかに条例に合わせ、そして規則などで定められたことを現実的にどのように実行していただけるか、ということに非常に期待を持ちながら見えています。そして、不思議に思うことがあれば伺いするわけです。そうした形で、議会と執行部のバランスは保たれていますし、私たちも町長部局の権限を侵すことがないような議会の運営をしていきたいと思っておりましたし、多分これからもそういうルールの下で行っていくんだと思いますので。こういう細かい、その支給の時期だとか、それから条例にはない運用の仕方というのは執行部に任されたことでございますので、そこはよくその担当の皆さんで考えて実行していただきたいと思っています。そういうことが外からなかなか見えませんし、中に入った方が困っていても、なかなか声に出ないという部分があります。それで、

業務をなさるときに、こう書かれているからこうしているんだということではなくって、こう書かれていることが実際に即しているのか。どこかにご迷惑を掛けている、遅滞するようなことになってはいないのか。そのことをお考えいただきたい、そう思っているんです。

大切なのは、この制度を利用して、そこの研修制度に就かれる方が本当の意味で充実した研修を受けられるかどうか。そして、その研修を私たちが保証してあげられているかどうかということだと思います。時期を早めることでもっと充実するのであれば、さっきお話しいただいたように、県の制度が3回だったものが6回になるということであれば、もっと充実が図れると思いますし。ぜひ、気が付いたことを一つ一つ改善をしていっていただきたいと思います。そのことを、今回のこの1つ目の質問でお願いしたいなと思っています。

そして必要であればですね、貸付制度というのは黒潮町産業推進基金貸付金というのが今までございました。今年の当初予算ではちょっと挙がっていなかったんですけども。この制度というのは、国や県の事業を受けるときに、概算払いで先に来るときはまだいいんですけども、精算払いになったときには事業が終わった後しかその補助金が入ってきません。じゃあ、その間その方たちは何の資金を使って運用していくかという自己資金になりますけれども、補助金ですので何百万というようなお金が必要なときもあります。しかも1年間、3月の大体20日ごろには、しまいつけておかないといけません。そうすると資金運用が難しいので、この制度、黒潮町産業推進基金貸付金というのがございました。

こういった形です、この場合は団体ですね。NPOですとか団体、それから公の、町に準じるものというようなものがございまして、この研修者制度の場合は、企業に貸し付ける制度はあるとは思いますが、農業のように個人というような、それから、研修生お一人というような制度はなかなかないのです。ですからこういうことも踏まえて、これからの心配などところがあるのであれば、そういう制度も考えていく必要がありはしないかと思うのですが。

そのあたりはどうでしょうか、課長なり副町長なり。予算の関係もあると思いますが、いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

それぞれこの研修生にしても目的というものがあまして、それを達成するためにどういうふうに行うのか、ということが一番大切だというふうに感じております。

事業を行うに当たって、前もって取り込み、事業をやったときにですね、資材等を事前に準備しておくものが必要だとか、そういうふうなこともあろうかと思えます。

そういうふうなことも含めて、目的に沿って、状況に応じて、資金の出し方等々を検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ぜひ、これからのこういった研修制度の充実を図られて、そして一人でも多く、この地域の一次産業を守ってくれる人材をお育ていただきたいと思えますので、これで1問目の質問は終わらせていただきます。

次に、2問目に移ります。

2つ目は、新旧国道の安全対策についてということですよ。

これは、56号の大方改良事業が今年の3月24日には全面開通をするという運びになっておりますので、大変私としてはうれしい。また、地域の皆さんにも喜んでいただける事業となったのではないかと一安心をしているところでございますけれども、やはり大きな道ができるということでございますので、大変安全面も心配しています。

ということで、3点について伺いをします。

前回もお話しを致しましたけれども、この道路の安全性については地区の皆さんがご心配になられて、入野地区を改善する会と、それから芝地区の区長さん名で、国土交通省と警察の方に安全対策の充実を求める要望書を提出しているというお話を前回させていただきました。その後の進捗（しんちよく）状況というのはどうなっているのかなというのが、まだお返事をいただいていないのでよく分かっていません。

一番危ないのは、やはり道も大きくなって充実すると、やっぱりスピードが出ます。そして、車で事故を起こされる方も、それから事故に遭われる方も、ほんとに不幸なことになりますので。ぜひそれは避けたいと思っていますので、機能的な部分で、ハード的な部分でその回避ができるのであれば、信号機や横断歩道、これは有効な手段ではないかと思っています。その要望をしていますが、いかがでしょうか。その後、進捗（しんちよく）はあったのでしょうか。

伺います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の2番、新旧国道の安全対策についての新国道の安全対策、横断歩道や信号機についてのご質問にお答えします。

まず、国道56号大方改良事業におきましては、工事期間中、地域の皆さま、関係者の皆さまには、ご迷惑、ご不便をお掛け致しましたが、3月24日日曜日、午後2時からここ本庁舎駐車場にて式典を行い、午後5時に開通の運びとなりました。住民の方々には、大変長い期間、事業推進にご協力いただきましたことにつきましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

開通時の信号機の設置は、高知方面から早咲地区の現国道と大方改良の分岐点、旧黒潮町役場本庁前の駅前交差点、サンシャイン大方西側の新たな町道藩下線の交差点、そして芝地区の現国道と大方改良の合流点の、計4カ所でございます。

また、横断歩道の設置は、信号機設置箇所4カ所のほか、早咲地区のコンビニ南側、県道との三叉路の県道部分、大方球場へ行く土佐くろしお鉄道をまたぐ第1入野橋の北側交差点、大方郵便局から南に入る町道との交差点、現国道と大方改良が交差する部分、そして、ここ本庁舎前の三叉路の計5カ所に設置され、合計9カ所の横断歩道が設置されます。

ご質問の大方改良新国道の安全対策、横断歩道、信号機の設置でございますが、これまで国土交通省とともに高知県公安委員会へ協議を行い、また、地域の皆さまとは現場確認を行いながら要望箇所をまとめ、昨年12月26日に、国土交通省ならびに中村警察署へ要望書を提出致しました。

回答と致しましては、開通後の交通量等を考慮し、協議をしながら再度検討をさせていただきたいとこのことでありまして、現状では、横断歩道および信号機を新設するということにはなっておりません。

町と致しましては、先ほど申しました開通後の交通量等の調査結果を共有させていただきながら、引き続き粘り強く要望をしております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

進捗 (しんちよく) はないと。今のところ、いうところだと思います。

前回、開通前にお願いはしていましたが、その状況から新しくできる横断歩道も信号機もつかないという結果だと思いますので、粘り強く、ほんとにやっていたかかないといけないなと思っています。よろしくをお願いします。

それに関連しまして、2 番を先にやらせていただきたいと思いますけれども、2 番に移ります。

2 番については、同じようにこの入野地区の交通の流れが大きく変わりますので、私が心配しているのは、私だけでないと思いますけれども、特に通学ルートについては大きく変わりますので、子どもたちの指導や通学路の確保には心配をする声が出てきています。問題はないか、ということですが。

先に答弁をいただいてから、お願いします。

議長 (山崎正男君)

教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の新旧国道の安全対策について、子どもたちへの指導や通学路の確保に問題はないかのご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、新国道の開通により、これまで児童生徒が通学していたルートの交通状況が大きく変わることが想定されます。そのため、入野小学校と大方中学校では、教職員が事前に検討し備えをしております。

その状況につきまして、入野小学校では、現況の通学ルートから大きな変更は想定をしておりますが、芝、万行、新町、浜の宮地区の児童は、これまでどおりスーパーサンシャインの前の横断歩道を渡り、そして新しく設置されました歩道橋後を上って旧藩下線を通り、小学校へ通学することが想定されております。

そのため、新国道開通による交通安全の通学ルートについて、児童へ各学級ごとに周知し、そして交通安全の注意喚起を促しております。

保護者に対しましては、各ご家庭に大方バイパスの概要図を既に配布しておりますが、さらに国土交通省から学校へ届けられました、大方バイパス交差点付近の歩道通行方法に関するお知らせの文書を配布し、周知を図っております。

大方中学校では、新国道開通による通学ルートの変更をすることにつきましては、PTA 役員会や学校通信で概要をお知らせをしておりますが、具体的なルートや詳細につきましては完成した新国道を確認してから決定するようにしております。そのため、交通安全対策や通学ルートについて、生徒への周知は新年度早々に全学年で教員が同行し、通学路点検と新ルートの周知を図る予定でございます。

以上です。

議長 (山崎正男君)

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

今、入野小学校のルートの件についてお話しいただいたと思うんですけど、中学校について具体的にお話がありましたでしょうか。

ちょっと私、聞き逃しましたでしょうか。

議長 (山崎正男君)

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

坂本議員の再質問にお答え致します。

中学校につきましては、新国道が出来上がってから新年度早々に生徒会、そして教職員とか中心になりましてそれぞれのルートを確認をして、それから決定をするということにしています。

ただ、恐らく新国道の歩道を通して、東からも西からも中学校の方に入っていくということが想定されております。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

失礼しました。入野小学校のことかと思って全部聞いておりました、大変申し訳ございませんでした。

そうですね、もう大きく変わりますので、今は何を考えても想像の域ですので、はっきりこれがいいということにはならないだろうなと思いますので、現状を見て、その交通量も見ながら新しいルートを決定していくということが大事なことだと思っています。

その中で、皆さんの中に一つご紹介したいことがございまして用意致しました。ある小学校のPTAの方のご要望でございます。安全な通学路の設定基準の明確化、および地域の実情に沿った通学路の指定に関する要望というのがございまして、学校、行政機関との共通認識の享受と具体的な方策の早期実施の観点からということでご意見を入野小学校のPTAの方に求められている方がいらっしゃいましたので、皆さんにこのことはご紹介して、保護者の思いをしっかりと受け止めていただけたらなと思って、許可を得て今日、一部分読ませていただきます。

2014年4月以降に全国的に相次いで発生した登下校の交通事故を受け、2013年12月、文部科学省、国土交通省、警察庁が、地方自治体に通学路の安全の確保の確保に向けた着実かつ効率的な取り込みの推進の通知を発出し、所管の小学校、道路管理者、警察の3者に、緊急合同点検による危険個所の抽出、安全対策の検討および実施を要請した。それを受けて、黒潮町においては黒潮町通学路安全対策連絡協議会が創設され、同町まちづくり課ならびに教育委員会に、ホームページにおいて町内小学校通学路の危険個所の抽出と対策内容について公表されています。ホームページございました。確認させていただきました。

そしてですね、さらに2018年の5月に新潟市で発生した、下校中の児童が殺害されるという大変痛ましい事件を受け、政府の関係閣僚会議にて6月22日に登下校防犯プランが取りまとめられ、このプランでは下校時における児童生徒等の安全確保を確実に図るため、文部科学省、厚生労働省、国土交通省ならびに警察庁の4省庁が連携した対策が検討されており、その後、通学路における緊急合同点検等実施要綱が策定されている。

当該実施要綱によると、市町村教育委員会は本合同点検の全体を通して主体となって取り組むこととされており、その実施に際しては必要に応じて学校に協力を求めるなど、円滑な合同点検による安全確保のための対策を講じる旨の依頼がなされています。

加えて、実施対象となる通学路については、学校等で設定している通学（路）のみならず、自宅から学校に至るまでの経路として児童が1人になる区間などを念頭に置いて危険個所の抽出が要求されている点が、当該実施要綱の特筆すべき点であるということです。

そして、これからの通学路の安全の検証というのは、交通安全上、ならびに防犯対策上の両側面から実施をしなければ、有効かつ実践的な対策とはならないものと確信していると。

現状における黒潮町通学路安全対策連絡協議会の検証結果を拝見すると、交通量減に伴うリスク低下に期待するものや、地元警察のパトロール強化に委ねるものが散見され、関係者の主体性のある予算措置を伴うハード面、防護柵や修繕工事、スクールバスの利用などの新設改善といった要素に乏しい点に大きな不安と焦燥感を禁じ得ないわけであり、ということです。

そして、国や地方自治体の厳しい財政事情の中、地方自治体にある予算化、あるいは国または県の補助を申請する際には、当然のことながら地域住民の民意による合意形成が不可欠であり、通学路に関する案件であれば、その代表となる組織が町内、学校、PTA ならびに PTA 連合会であると認識している。まもなく完成するであろう国道 56 号大方改良バイパスにおいても、積年にわたる地域住民の合意形成に関し、政治、行政関係はもちろん、地元学校の PTA および PTA 連合会の多大なるご尽力があったことは、黒潮町民として感謝の念に堪えません。

この要望書はですね、入野小学校の PTA の方に提出されておまして、これから皆さんでこういうことについてご検討が進んでいくのではないかと、私も期待をしているところです。

このように、通学路が変わる。今まででしたら本当に学校の、私たちが一番最初に始めたときは、とにかく交通事故から子どもたちの身を守るというのが通学路の確保でございましたけれども、それだけではなくてきていまして。やはりその安全対策、子どもたちの命を守るというのは交通事故だけではない。通学路に課せられているその責務というのは、やっぱり健やかに育て環境を守るということですので、このことも含めてこれから検討が要るのではないかと、この方はご提案になっていると思います。

そして、黒潮町内の通学路の対策箇所一覧表というのがそのホームページでも公表されておりますけれども、やはりその中にありますのは、この方がおっしゃるように児童への安全指導を実施するとか、本当にパトロールをしていただくとかいうことが多くございます。それは、全通学路について同じようなところがあります。

こういった中で、もう一度この際に見直していただきたいのは、交通安全もそうですし、それから防犯も含めた安全対策ということをこれからの方は望まれていると思いますし、守っていかねばならないと思います。

それで、今中学校の方はほとんど自転車通学の方が多いと思いますので、割と新しい自歩道を通って通学されて、東西からも来られるので、随分入野地区の安全性は高くなると思うんです。ただ、やはり一度歩いてみたときに、やっぱり夜暗いなという箇所もあったり致しまして、子どもさんが一人で自転車で帰るとき大丈夫なのかな、というふうに心配する所もあります。今は暗いですが、これから通行量 1 万 3,000 台ありますので、その交通量が入ると少しライトがついたり明かりがついたりするので今ほどではないのかなというふうに思ったりもしていますけれども、その確認もやっぱりしていただきたいなと思っています。

それから、国道が町道になりました。ですから、やはりその町道の管理というのもありまして、そこを通学する方が多分残ると思うんです。特に早咲地区の方については、海側、沖側に新しい道路ができて歩道がついていますので、なかなかそこまで行くと遠回りになりますので、小さい子どもさんの足で行くとどうなのかなと。私測ってみましたら、豚太郎さんの前から四国銀行の前まで、私が歩いて 17 分ぐらいかかりました。それは現道です。現道でそれぐらいかかります。そしてそれを沖側に出て、ちょっとくねっておりますので、その歩道事をずうっと通られるとどれくらい距離が伸びるのかなということで測ってみますと、私の足ですとやっぱりちょっと、5、6 分ぐらいでしょうか、長くなるのは。しかし、なかなか通学路としてそちら回るといことは考えにくい方も結構いらして。できればその交通量が少なくなった旧国道を通れるのであれば、その道を通りたいというような方も出てくるのではないかと、私には思っています。また、そういう要望も教育委員会の方には挙がっていたと思いますけれども。

そのあたりを含めて、これから通学路の指定をするときに、それぞれの個人の方に合わせた通学路を、やはりきちっと学校側が認識しているということが必要だと思います。学校を出てからおうちに帰るまでの、その個人の通学路ですよ。そこを認識する。

そしてまた、そういうことがまたプラスして、防災というか災害に備えるということも大事なことに繋がりますよね。下校時に、この人はどういうルートを通ってお帰りになるのかということが分かっていると分かっているのでは、その災害時の備え、もし地震や津波に襲われたときのその確認の路線としても非常に有効になる。この際に、新しいルートができたことによってまた通学ルートが変わります。

そういうことも含めた、個人の通学ルートの確保ということについてどのようにお考えになっているか、お伺いします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

坂本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

通学路の安全確保につきましては、他県で通学中の児童生徒に乗用車が突っ込むという事件を踏まえまして、平成25年5月31日に通学路の交通安全の確保に向けた今後の取り組み、同年12月6日に通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進について、文部科学省、国土交通省、警察庁から通知を受けているところでございます。

それに基づきまして、当町でも基本的方針として通学路の交通安全プログラム、それに基づきまして中村警察署、国土交通省、幡多土木、それから当町のまちづくり課、建設課のご協力を得まして、毎年度通学路の安全点検をしているところでございます。

それにつきましては、ご指摘のように私どもも十分点検ができていくかということにつきましては、少し反省もしなければならないところがあるかと思っております。つまり、子どもたちへの安全につきましては安全の3領域の視点に立って、通学路についても点検をしなければならないと思っております。

安全の3領域といいますのは、交通安全、それから生活安全、防犯上の課題。それから、土砂崩れ等の災害安全。これを小学校、中学校では安全の3領域ということで子どもたちの指導をしているところでございますけれども、少しそういう部分が完全ではないというふうに思っております。その点も含めて今後の通学路の点検を、関係者、あるいは保護者、地域の方とともに実施をしていきたいと思っております。

それから、浅野議員のご質問の際にも私の方から申し上げましたけれども、子どもたちの命が失われるのは全て大人の責任です。大人はもう少しいろんなことでしっかりしていれば、あるいは対策を取っていれば、全て防げるものだというふうに私は思っておりますので、今言いました通学路だけではなくて、子どもの命が失われるような場面をつくらない。そのための町民挙げての取り組みというのをやらなければいけないと思っておりますし、地域の皆さんにも普段から子どもたちを見守り、登校、下校時の見守り、それをぜひお願いをしたいと思っております。

それから、通学路の指定でございますけれども。誤解を恐れずに申し上げますと、通学路という道はございません。あるのは国道、県道、町道、あるいは農道、私道。つまり、それぞれの道には道路管理者がございまして、私どもは例えば通学路の安全を図る際には、私どももそのそれぞれの道路管理者に整備をお願いする立場でございます。従いまして、これからもそれぞれの道路管理者とともに点検をさせてもらいながら、必要な所については強く要望をしていきたいと思っておりますし。

それから、ご指摘にありましたように子どもたちがどこを通過して通学をしているかということをしっかり把

握をすることは、災害時のときに、子どもたちがどのように逃げることができたのかということ把握することも非常に大切なことでありますので、各家庭、保護者から出ている通学路線図とといいますか通学のルート図ですね。各家庭から出していただいている通学の路線図もしっかり学校で把握をしていただいて、それが本当に安全な道なのかということの場合によっては点検をしつつ、子どもたちの通学するルートが最もどれが安全かということについては、学校も含めて私どもも常に点検をしながら安全確保に努めてまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今ご答弁いただきました中で、再々質問になりますけど。

関係者と協議をしたいという話でしたが、大体何時ごろを予定してるんでしょうか。

今、3月の24日には開通します。それから、4月に入ると新入児が入ってきます。そして、今までバス通学をされていた方がバス通学でなくなったりとかという形になって、地元の道を、町道を通っていかれる方もあれば、農道、私道を通っていく方もあるかもしれないということでしたので、その時期としてはどのくらいの位置で、その具体的な検討をしようご計画になっているのかということと。

それからお願いします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

新国道ができてからの通学ルートについての検討については、先ほど次長が申しましたように新学期早々、子どもたちの通行状態を見て検討することになるかと思えます。

従来の通学路安全対策連絡協議会の開催につきましては、通常夏休みぐらいに開催を致しておりますので、本年につきましてもその時期に予定をしております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

夏休みの時期ぐらいになると、大体分かりますね。4月ではなかなか分かり切らないところがありますが、一番心配するのはやっぱりゴールデンウィークを経験するということは非常に大事なことだと思うんですね。その時期というのは大幅に交通の流れも違いますし、そのときの生徒さんたち、休みのときもありますけれども、そのお休みのときにもやっぱり子どもたち動きますので、その連休中もやはりいろいろな心配があります。

ご家庭でしっかり、家庭教育の中でもやっていただかないといけませんけれども、地域の教育の中でもそれをしていく必要もあると思います。気を付けて通ってくださいねということ。

多分、まあ想像の域ですけども、やはりスピード感は全く違ってきますので、今までこの入野地区の子どもさんが感じている車のスピード感と、これからの国道を通る車のスピード感は全く違うと思います。その上に、先ほどまちづくり課長の方から横断歩道の数がありましたけど。信号機や横断歩道の数、少ないです。その上でゴールデンウィークを経験するということになります。私は非常に不安です。それはまあやってみないとなかなか、こうだろうなということでも予算措置をしてくれと言ってもなかなか難しいと思いますが。それまでにほんとに、何とか守り続けてもらいたい自分の命。それは、この子どもたちだけじゃなくて私自身もそうなので。自分たちが、本当に自分一人一人が交通事故からわが身を守るという取り組みをしていかないと

いけないと思うので、大事にしてほしいと思いますので。

その8月のときに実施されるときには、先ほどおっしゃった関係機関の方がみんな集まって、それから地域のもちろんPTAの方とか学校の関係者とかも、みなさん入っていただけるようになっているんでしょうかね。

お願いします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

中学校の安全対策連絡協議会につきましては、先ほど言いましたように国土交通省、幡多土木、中村警察署、当町の建設課、まちづくり課長、それから小学校の校長先生と我々事務局ということになっておりまして、各小中学校からPTA、地域の皆さん、保護者の方から点検をしてもらったものを校長先生から挙げていただくと。それにつきまして、先ほど言いました関係機関の方に具体的にご説明を申し上げて、場合によっては現地確認をさせていただく。それについてご回答いただいたものを、ホームページ等で結果について掲載をしていると。

そういうことになってございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

できたら、PTAの代表の方に入っていただくような機会もおつくりいただけたらありがたいかなと思います。

やっぱり実際の生の声、先ほどお伝えしました文章ですけれども、やはりPTAの方々それぞれに、わが子を守るために一生懸命考えていらっしゃると思います。やっぱり予算がない中で事業を進めていただきますので、その本当の生の声をやっぱり伝えていただく場というのを関係機関と持つということが大事だと思います。

やっぱり伝えるニュアンスも違うし、やはり文章になったもの、文字になったものを見ると、やはり訴え掛けるその保護者の思いというのを受け取るというのは随分違うと思うので、そのあたりにPTAを入れるということについてはご検討いただけないのでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

保護者に入っていただくとする、例えばですね、代表ということには少しなりにくいのかな。

特に小学校の場合は、どうしてもそれぞれの保護者の皆さんの校区というのがございますので。中学校ですと佐賀校区、大方校区ございますけれども。

少しそこらへんは検討させていただいて、保護者の方も参加していただけるような方向で取り組んでまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

3番に移ります。

旧道というのは町道です。町道になります入野地区の道路についてですけれども、これはまちづくり課長がおっしゃっていました。きれいに直していただけるだろうということでもございましたので期待をしているところでございます。

やっぱり、いくらきれいに道を直したとしても、やっぱり歩道がついていないのです。もともとこの56号を改修しようとした一番の目的というのは、歩く人の命が守られるかどうかというのが一番の課題でしたので、本当はその現道に歩道をつけていただくのが一番いいなと思って進めていましたけれども、現実には難しい。だから、バイパスをしようということになりました。

それで、じゃあ今残された道、確かに台数は減るんですけども、この道が安全に利用できるようにするためにはもう少し掘り下げた計画が要るのではないかと考えています。

そして、それをするためには、先ほど教育委員会の方からもご答弁がありましたけれども、さまざまな関係者が介して、やはりこういう計画というのは見直しをしていかなければならないのではないかと。また、今ある施設だけでは足りなければ、やはり付け加えて新たな事業も入れていく必要が生まれてくるかもしれない。そういうことについての協議をしていただくことが大事ではないかと思いますが。

そのようなご計画があるのかないのかをお答えいただきたいと思っています。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

通告書に基づきまして、坂本議員の新旧国道の安全対策についての3、旧道の今後の使い方等についてのご質問にお答え致します。

大方改良開通後においても、取り付け部分の残工事が6月末までの工期で行われ、その工事と併せて、旧道となる現国道の舗装修繕や側溝修繕等、改修工事を行っていただくこととなっております。

町道となる現国道と今後の整備の仕方や使い方については、しばらくの間は現状のままでの使用になると考えております。

議員ご質問の中にもありますが、歩道を整備するにしても1地区の1区画のみの整備ということにはならないと考えておりますので、早咲地区から芝地区の地域の皆さま、入野地域の皆さま、また、関係者等とも協議の上でのことになると考えております。

また、改良工事等実施計画を立てることになりましても、事業費的などところもかなりの費用が掛かるものと思います。そのへんも精査していく必要があると考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

やはり、現状を見てみないとなかなか分からない。先ほどからずっとその話で尽きるんですけども。

今の国道は本当はかなり静かにもなりますでしょうし、今まで震度2とか3とかって、おうちが揺るぐような状況で生活している方の生活環境というのはかなり緩和されると思います。私の家も道路の近くですので、何か最近車が大きくなったんでしょうか、非常に揺れますし、それから、交通量が多くなって大きな車が来ると風圧があったりとか、その騒音で朝のNHKの朝ドラの音が聞こえないというぐらい大きな音で、やっぱり日常生活を送っています。

そういう状況はほんとに早咲だとか芝だとか、すごく接近しているのでよくなると思うんですけども。道の幅が広がるわけではないので、ほんとにそのあたりを地区の人たちの現状の声を、先ほど教育委員会に言ったことと一緒に。お願いしたことと一緒に。やっぱその地区の人たちの現状を吸い上げていただいて、そして、その生の声の現状に合うような施策を入れていただきたい、ということなのです。

ですから、これから4月、3月の24日から交通が通り始めます。どれぐらいか緩和になります。しかしながら、問題点は残ります。この問題点を、まちづくり課ならびにこの関係機関の皆さんで、話し合う場を持っていただきたいと思いますが。

そういうことについては、持っていただけるといふふうに認識してよろしいでしょうか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

片坂バイパスの開通後もそうでしたけれども、1カ月後の交通の流れ、3カ月後の交通の流れと、国土交通省の方で調査がされておりました。

大方改良におきましても、そのような調査が行われます。よって、その調査結果等も国交省の方からもお聞きしながら、例えば半年後とか、そういうところで国、町の方とで協議をし、その後、地域の方へお話を聞かせていただくと。そういうようなことを考えております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

それでは、協議をしていただけるということですので、3の高規格道路の進捗（しんちやく）についてということに移らせていただきたいと思いますが。

この高規格道路の佐賀大方間という事業は、ほんとに全国でも厳しい中で、黒潮町が事業化となったものでした。大変皆さん喜んだと思うんです。本当にこの、全国の中で事業をしてもらいたいというのは山のようでありまして。それで関係者の皆さん、特に道路関係者の方なんかは、もう国交省へお願いに行ったり、この道をどうにかしてほしいという住民の思いを持って何度も何度も足を運んでいただいて、どれほどか現状を訴えていただいた結果であると私は思っていました。

ですから、本当にこうした道路が黒潮町に思ったより早く進んできている。それは、この災害に対応する、いのちの道という取り組みでもありますので、もう本当に皆さんがやってやらないと駄目なんだよというような気持ちで、この事業化を進めていただいたと私は思っています。ほんとに私は喜んでます。

ただ、公共事業というのは本当に難しいものだと思います。総論賛成、各論反対ということ、私は事業、この大方改良のときにも、そういう専門職であられた方から聞きました。皆さんおなじ思いで、この道路をどうにかしたいという、そういう思いで事業は進んでいく。でも、いざ事業が進んできたときには、いろいろな利害関係がありますので各論になると難しいですよ、ということをおっしゃった方がいました。まさに、56号大方改良もそうでした。皆さんがほんとに望んだ道ではありましたが、なかなかその事業の進捗（しんちやく）は厳しかったです。途中で、いや、地元は反対するのであればこれほどの道は要らないのではないかと。それから、もう高規格道路が進んできたら、今の地域の道は使わなくても新しい高速道路に大きな交通は移るんだから地元の道は要らないでしょう。そんなような話もあった中でずっと、この56号の事業は皆さんが頑張ってくれたおかげで完成しました。

ほんとに金子課長はね、ほんとに領地の交渉から、一番皆さんに嫌がられるようなところも国交省と一緒にしながら、同伴しながら、一人一人のお気持ちを協力していただきということで回っていただいて、その成果が今、こうして私たちの目の前にあると思って、ほんとに私もご苦労があったらこうなというふうに思っています。もう今までのこの道路の事業に関連した方、今回だけではなく、さまざまなこうした公共事業の皆さん

まにご協力を得ないと事業が進まないこうした道路の建設であるとか、大きな施設の建設であるとかということは、絶対的に皆さん欲しいと思っけていても、でも、でもねというところが必ず出てきます。もうそこが、このルートを決定したその経緯を見ながら、ご理解をいただいてご協力をいただくしか、この道路が完成することはありません。ですから、ご無理を言う方もあると思うし、ご迷惑を掛けるところもたくさんあります。今まで、広い野原の中に道を一本造るのであれば、それほどご迷惑を掛けることはないとは思いますが、ただ、やっぱりこの地域に根差した、地域に役に立つそのルートを造ろうと思うとどうしても、お願いします、申し訳ないと言って、この事業を進めていかなければならぬんだと思います。

また、これから皆さんにご苦労が掛かっていくんではないかなというふうに思っています。地域の特に地権者になられる方々、それから住居が移られる方、ハウスが掛かる方もあるようでした。そういった法線下にある方々に大変申し訳ないなと思いつながら、何とか私もご協力をいただいて、一日も早くこのいのちの道が完成することを願っている一人です。

そういった観点から、今回質問をさせていただきます。

この全国で3本しかない事業化となった佐賀大方の高規格道路の計画で、山側ルートを望む書面や看板が立てられています。

新しい大きい事業が進んでいくとき、さまざまな情報が流れ、地域は混乱することがあります。感情もありますし、正確な情報を持たないことで理解が進まないこともあります。

この事業の主体は国交省です。でも、本町にとつても大切な命の道として整備を進めていただいているルートでありますので、地域の皆さんにご協力をいただくために黒潮町としてどのような取り組みを進めていかれるのかということについてお伺いします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の3番、高規格道路の進捗（しんちよく）について、地域の皆さんにご理解いただくために町としてどのように取り組んでいくかについてのご質問にお答え致します。

2年前になりますが、平成29年4月1日に佐賀大方道路の新規事業化をしていただき、それ以降、平成29年8月から測量立ち入りの説明会を地域ごとに開催しております。

また、本線計画に向けた現地測量を全線で展開しており、工事用道路についても各関係地区との協議にも入っている状況でございます。

この佐賀大方道路は、事業化に至るまでの手続きならびに決定において、国土交通省、高知県、黒潮町ならびに幡多地域近隣市町村とともに取り組んできた事業でございます。

そのことを踏まえ、今後においても、決定されたこのルートの中で住民の方々が安全に使っていただく道路となるよう、また、地元説明会においても国土交通省とともに出席をし、地域からの要望もお聞きしながら、一つ一つ解決していけるよう取り組んでまいります。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ありがとうございました。

地域と一緒に頑張って頑張ってもらいたいということですが、少し確認事項をさせていただきたいと思つています。

やはりこうした公共事業で問題になるというのは、どんな形でパブリックコメントを求めたかということだ  
と思うんです。皆さん、私の意見を聞いてもらえたのかどうかということは、非常に悩むところだと思います。  
私はこう思ってるんだけど、でも実際はこうだったとかいうことがあります。

そこにどれだけの意見を基にして、そしてどんな手続きを踏んでこの計画、ルートが決定されたのか。その  
経緯について少しお話をいただけたらと思います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

計画段階評価が行われたのは、平成25年度からでございます。

その計画段階評価において、地域への意見聴取のアンケート調査を平成26年2月に行い、それを基に26年  
度に、また国の方の地方小委員会で検討され、その後、また地域の意見聴取、第2回のアンケート調査の中で  
ルート選定やインターチェンジの設置位置など、そのようなところのアンケート調査を行っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

いろいろな説明会があったと思うんです。

国土交通省の方が意見聴取するに当たってはヒアリングも行っていたと思いますし、それから、各団体の方  
から意見を集めたり。

少し私は読ませていただきましたけど資料もかなりありまして、第1回の資料というのが佐賀四万十、25年  
12月の11日に作られたものですけれども、これが言われた1回目のアンケートのことでございましたね。

このアンケートを取るに当たっては、どういう道が必要なのかということ住民の皆さんに求めようという  
ことでアンケートが付いていました。私も答えました、アンケート。中には全体のことを考えていないアンケ  
ートが集まっているのではないかなというようなご指摘をいただいている声もありますけど、私、一生懸命考えま  
した。そして、この佐賀四万十間の道路に、私たち地域がこんなことになったらいいんじゃないかなという意  
見を付して投函を致しました。何人かで一生懸命考えて、こうしていったらいいんだろかねということ話を  
して、送ったのを覚えています。

そしてまた第2回目には、そのアンケートの集約の結果が出ています。26年6月5日でした。この件につい  
ては、ほんとにいろいろな意見が出ています。そのアンケートの結果では、やはり津波が来たときに心配だど  
か、それから観光のことや、それから病院に行くときにやっぱり高速道路があるとやっぱり命は守られるので  
はないか。今のように曲がったりアップダウンがあったりすると、中にいてつらい思いをしている方が大変な  
ので高規格道路は有効だよとか、そんな意見がいっぱい出ていました。

それから、幡多地区の病院の医師会などにも意見を、そういうことで求めていますね。そんなことから、農  
業や漁業などの非日常を体験できる民泊に取り組むとか、かなりいろんな意見を集約していただけたと思  
います。

そして、そういう必要性を議論した後に、2回目のアンケートとしては、あなたが住む地域にとって望まし  
いルート帯を考える際に何が重要だと思いますかという質問と、それからインターチェンジを造るところを考  
える際に何が重要だと思いますか、というのが2回目のアンケート調査でした。これは四万十市、それから黒潮

町、全戸配布でした。その全戸配布したものに、また意見を私たちは出しました。それも一生懸命考えました。どんな所がいいのかなど。でも、それが全部かなっているかという、そうではないと思います。それは、専門家の知見によって一番その良いルート帯を選んでいただいていると思うので、私のような何も知識のない人間が決めるのと違って、いろいろなことを勘案した中でルート決めていただいたと私は思っています。ほんとに意見が聞かれていないのかという、そうではないと私は思っています。

それから、法的手続きによつての道路の計画原案の縦覧ですとか、それから、先ほど課長が説明ありました住民説明会も行われておりますし、それから公聴会も開かれましたね。28年の10月の19日から10月の21日には説明会。それから、28年の11月の10日に公聴会がありました。そのときには、公聴会に申出書が出されておまして、1件出されたので、その要望についての議論もされています。がありました。

それから、そのときにも農業の用地についての話も出てたと思います。そういうことも勘案しながら、でもやっぱりこのルートしかないんじゃないかというのが、国土交通省の出された回答であったと思います。

私が心配しておりますのは、こうした手続きを踏んできたけれども、やはりね、全員の方に同じ理解というか分かってくたかというの、なかなか難しいなということはあると思うんです。普通の役場からのお知らせも、みんな知ってるかという、放送を何回も掛けていてもみんな知ってるかという、そうではないんですよ。残念ながら努力しても、もう100パーセントみんなに伝えることはなかなかない。だから、私たちが確認させていただくのは、やはりきちんとした手順は踏んだ上でこのルート決定に至っているのか、ということ判断させていただかないといけないと思っています。

そういう点において、議会の方にも、30年の5月の31日に国土交通省から直接説明を受けました。それについては、今お話したような小委員会の開催や地域の意見の聴取を含めて、そして、このルート帯を決めましたというご説明でした。

なぜ、このルート帯についての説明を議会は受けたかと申しますと、それは地域の中で、また同じように山側の署名が取られているということがあったから再度確認をさせていただきました。これは議会での取り組みの一つです。

議会の方では、この署名用紙を見せていただいたときに、佐賀大方道路ルート変更についての趣意書というのを確認させていただきました。先般、国土交通省が佐賀大方道路についての道路概要図を発表して以来、町議会の中でも問題になり、このルートは町内きっての一等優良農地を広範囲につぶしてしまう。間違っているとの見解を公表し、議会内でも強く指摘され、ルートを山側に是正するよう活動しております、という文言と。それから、こういうふうな運動をしたのは、市民団体もこの意見を尊重し、ということです。ということは、この意見というのは議会が強く指摘されて、ルートを山側に是正するように活動しているということを受けたという文書になっています。これは少し議会の動きとは違いました。

それから、国土交通省は議会からの質問にも何も回答がありません。大問題です、とありました。大問題と言われるのですけれども、国土交通省に対して議会からの質問は求めていませんでした。ですから、このことについては私たち議会の議員、議会としてはちょっと、どうしてこんな文書になったのかなということで疑問を持ちましたので、みんなで話し合いをしました。

そして、30年の5月の8日です。佐賀大方道路ルート変更についての趣意書に記載の黒潮町議会に関する事柄については、通知をさせていただいています。今回配布されている貴連絡会の趣意書の一部議会に関することについては事実を伝えておくべきであるとの見解で下記のとおり通知を致しますということで、通知をさせていただいています。

国土交通省が発表した当該事業概要図に示したルートに対し、町議会が間違っているとの見解を公表した事

実はありません。当該ルートについて、町、町議会がルートを山側に是正するよう活動をしている事実はありません。当町議会が当該事業について国土交通省に質問した事実はありません。以上、通知を致します。

ということで、この内容について議会の方からもこういった形での対応をさせていただいています。これは、何らその署名運動をするのは困るということを行っているわけではありません。ただ、そこの中にある文章について疑義があったので、通知をしますよということです。

こうしたことがありまして署名活動が広まっているようでしたけれども、少しここには誤解があるなどというふうに私自身も思いましたし、議会はこのような対応をしました。

そして、こういう活動を見ますに、私の中では、どうしても56号の当初の、改良事業の当初の活動と重複してくる部分がありまして、同じことが繰り返されるのではないかとというふうにとっても心配をしています。こうして国土交通省が決められて公表したルートというのは、こうした今までの手続きに沿ってパブリックコメントも求めた。その結果、決められたルートです。ですから、このルートを変更を求めるということは、この事業自体が進みにくい。前に進むということは多分難しくなると、私は思っています。ですから、このルートを反対する方ももちろんいらっしゃいます。全員が全員、このルートが素晴らしいというの方が難しいと思います。ですから、これから町の皆さんが、それからの関係者の皆さんが、そして私たちもですね、こういう取り組みをどう進めていくべきなのかということは真剣に考えていかなければいけないなと思っています。そして、ご協力いただける方をお願いもしていただかないといけないと思います。また同じご苦勞をさせるとは思うんですけども。

ただですね、もう最後になりますけれども、私が一番心配しているのは、本当にご迷惑を掛けなければならぬ方がいます。地権者の方ですね。で、ご自宅が掛かる方、いろんな関係の家屋が掛かる方、ハウスが掛かる。そして、今問題になっています優良農地が掛かる方もいらっしゃいます。そういう方々が、ほんとに長くなれば長くなるほど不利益を被ることがないようにしていかなければいけないと思います。

2つほど、最後に質問になりますけれども。

56号の大方改良事業が始まって20年かかりました。その間、用地をお持ちの方、土地やそれから家屋、その田んぼ、畑、掛かった所があります。

そのときに、最初に私お話を聞いたときに、そういう地権者の方々を早く買収に向かわせていただきたいということを、関係者の方で言われた方がありました。それはなぜかということ、おうちとかは、建ててから年数がかかるとやはり経年劣化始まりますので、その対象額下がってきますよね。そうすると、そのときに買わせていただいた方と、何年か後にかかったときは、評価額が変わってきます。それは、その方に長い年月がかかることによる不利益を被ることになります。どうしてもご迷惑をほんとに最小限にやるときには、なるべく条件のいいときに、その方の掛かる財産を保障していただきたいということです。それが心配しています。そんなことが56号のときにもありましたので、今回も高規格道路が進むに当たって不利益を被る方がないように努めていただきたいと思っています。

そのことについてはどうでしょう。そういう事実があったのではなかったでしょうか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

不利益のことがなすすけれども、高規格道路におきましては、今、先ほど答弁もさせてもらいましたが現地調査、計画を今入れている状況です。

昨年、国交省からの説明でしたら、今年度末そして来年度早々、春から夏にかけて地元説明へ入っていくというお話でしたけれども少し遅れているようで、来年度に地元説明の方はなるようです。

ご心配されている津波のこととか、そこらへんも含めて地質調査ですね、その調査結果も踏まえた総合的なところでの計画を、国土交通省の方が今作成をしているところです。

まずは、それを基に地元説明会に入り、そして国交省とともに各その計画が入った後用地が確定をし、その後用地交渉という順番になっていきますので、そこらへんについてはもうしばらく時間がかかるのではないかとこのように考えております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

私が心配しておりましたところは、事業が進んで、事業が始まります。でもなかなか工事に着工できないという状態で大方改良のようなことが、またこのことで繰り返されるようなことがあると、その地権者の方々の用地というのは評価が下がったり、今も津波が来る地域として、なかなかおうちも建たないような状況もあります。そんな中で、その評価が下がっていつて何年も何年もたつと、おうちが古くなってくるので評価額が下がるということがあるのではないですか、ということについてお伺いしたいと。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

やはり国の事業でございますので、順番を一つ一つクリアしながら粛々と、国交省とともに交渉を進めていくというところでの答弁になると思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ほんとに、公共事業というのは難しいと思います。

みんなおなじじいで、安全になるように、幸せになるように、地域が元気になるようにという思いで、公共事業が入っています。そして必ずそこには、どなたかにご無理を掛けなければならないことが出てきます。

ですから、私が最後にお願ひしたいのは、そうしてご迷惑を掛ける方に最大限の努力を払っていただきたいということです。これからも、たくさんの方々の事業が黒潮町には入ってくると思います。今までの防災の事業もたくさんありました。そして地域の方々が、無料で私の土地を使ってもいいよというようなことでご協力をいただいて、今の避難道路や避難広場、さまざまなその防災対策が進んできました。これもひとえに、地域の方々のご協力のおかげです。それなくしては地域は良くなりません。そのことを皆さん心に留めて、これからの事業を一生懸命進めていってほしいと思います。

それぞれの立場が違いますので、いろんな思いを持っていらっしゃる方があると思います。どうぞ、その方に寄り添ってこの事業を進めていって、一日も早く命の道が完成することを願っています。

最後にまちづくり課長、いかがでしょうか。皆さんに寄り添って、ご迷惑が最小限になるような、そんな道づくりを進めていただきたいと思います。

ご答弁を最後にお願ひします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

できる限りのところを、再度繰り返しになりますけれども、国土交通省とともに粛々と事業を進めてまいります。

（坂本議員から「ありがとうございました。以上でございます」との発言あり）

議長（山崎正男君）

これで、坂本あや君の一般質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩します。

休 憩 10時 38分

再 開 10時 55分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

6番（宮川徳光君）

通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入るまでに、ここへ今日も来るときに、新しいバイパスの工事が日々変わっておりまして、ここ1カ月くらいは土曜日毎週工事がやられている。また、雨の日でも工事がやられているというようなすごい突貫工事で、急激に町が変わっていく様子を目の当たりにさせていただきました。

庁舎の移転とかこういった大きな事業がありますと、職員の方もなかなか大変なご苦労が、通常業務に増して掛かってくるものと思います。

ということで、今回は2問質問を致します。

まず、1問目の震災対策についてということで質問致します。

昨年3月定例会におきまして、高台への宅地の確保についての町の考え方は、東日本大震災からの復興状況などを基に、まちづくりや宅地の在り方を事前復興計画の中で具体性を高めていきたいとのことでございました。

まず、カッコ1としまして、事前復興計画の作成状況はとしております。

答弁願います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の一般質問1、震災対策について、カッコ1、事前復興計画の作成状況はのご質問にお答え致したいと思います。

被災前対策として、応急期から復興期に向けての対策について事前に検討しておく必要があります。

応急期については、被災地の避難所や応急仮設住宅用地等の機能を配置する施設、用地が必要となりますが、特定の施設、用地が競合することが考えられます。

そうしたことから、黒潮町では平成28年度に、事前に必要な機能を配置する応急期機能配置計画を策定して

おります。ただ、実効性についての問題や機能に不足があることから、見直しが必要な状況となっております。

また、復興に関しましても、議員ご質問のとおり昨年の3月定例会におきまして、高台の宅地確保については、まちづくりや宅地の在り方を事前復興計画の中で具体性を高めていきたいとお答えをしているところでございますが、復興計画には被災後の復興と、その後のまちづくりを見据えた計画とする必要がございます。

事前の配置となるとさまざまな課題もあることから、現在、作成には至っておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

1年前の答弁で、事前復興計画の中で具体性を高めていきたいとの答弁をいただいておりますが、今の答弁では、その後といいますかあまり進展がないというふうに、私は受け取りましたけども。

今後の計画、そういったものが分かれば教えてください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたように、復旧に対する計画に関しては機能面の早期回復のための応急的な計画となりますが、復興の計画となりますと、被災前の状況の原状回復ということだけではなくて、新たな価値とか、そういった将来ビジョンも目指した地域社会を目指していかなくてはならないという計画となります。

そうしたことから考えると、地域との合意形成等相当な時間がかかるというふうに考えておりますので、現在では今やっとその、こういった計画が必要であるといった状況でありますので、これから相当な時間をかけてそこを計画していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

こういう言葉を取り上げたのは、事前復興計画という言葉ですね。

以前といいますか、例えば、平成29年の3月の同様な質問、高台への宅地確保といったような趣旨の説明に対しましては、黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方というような言葉もありましたんで、それから若干そういう計画自体を、計画の取り組みの表題的なところが変わってきているのかなというふうな意味合いでちょっと質問させてもらったのですが。

今言われたように、地域といろいろ調整しながらというのはもちろんそのとおりだと思いますけども、ある程度の年次計画、中期、長期になるかも分かりませんが計画がないと、また何年かたって質問したら、同じように住民とのというような話になってもいかなものかと思いますが。

その点はいかなもののでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員の再質問に答弁させていただきます。

この事前の復興計画が、事前の復興計画そのものの持つ実効性、これを少し精査する必要がございまして。被災地全てがとは申しませんが、被災地の方にお伺いをすると、やはり計画レベルまでの事前復興プランというのは、少しその被災後の実効性について疑義があるでしょう、というようにご指導もいただいているところですので。つまり、事前に組むものと、実際に起こってしまった後にその計画を実施しようとしたときの意識の乖離（かいり）がどうしてもあると。こういったことの指摘を受けているところです。

従いまして、施政方針の中にも盛り込ませていただきましたけれども、つないでいただいた東松島市さんと、これから相当濃い形成で、さまざまな防災を進めていくこととなります。そういった中で、復興についてのさまざまな事項のご教授もいただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、当初は東松島市さんと組ませていただいて、防災訓練のメニュー作りからスタート致しますけれども、そういう関係性の中で実際にこれまで自分たちが得ることができなかった情報。つまり、組織内部で囲われていた情報とか、そういったものをできるだけ自分たちは聞き出しをして、それが一体事後の復興にどう役立てるべきであって、そのプランニングはどうあるべきなのかというところからスタートしたいと思っています。

今、自分たち、自分も含めまして組織総体として、復興に対する知識、知見というのが十分にあるというふうにまだ言えるところまでには達しておらず、どなたかにご教授いただく必要がございまして、それが東松島市さん、あるいはその都度有識者の皆さま、それから住民の皆さんに下ろすタイミングも含めて、事前にどういうスケジューリングでいくのかのプランぐらいは持っていないといけないのかなと思っています。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私の質問の趣旨的なところは、事前復興計画でも、先ほど申しました南海トラフ地震・津波防災計画でも、その看板はどちらでもかまんですが、そういった計画の中に、この全体の1の震災対策のやつが、主に高台への宅地確保といったようなやつが底辺に、私の気持ちの中では流れてますんで。そういったことに向けて、この事前復興計画で現状取り上げてないんであれば、例えば、南海トラフ地震・津波の防災計画の中でとか。そういったあたりのところ、もし分かれば教えてください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

どこのフレームの中で事前に位置付けをしていくのか、計画付けをしていくのかというのは、少しまだちょっと議論をさせていただく必要があろうかと思えます。

ご指摘いただきましたように、例えば復興、構想レベルであろうと計画レベルであろうと、ご質問の中でも触れられた、やっぱり住宅地をどこに形成していくのかというのが一番大きなテーマになると思います。そちらの方もまだ、先ほど申し上げましたように自分たちにやっぱり圧倒的に知見、知識が不足しております。

これから少しその補う活動、補う努力をしながら、少しでも前に進めたいと思えます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

じゃあ、町長の言葉に期待しまして、カッコ2に移ります。

カッコ2としまして、国営農地など、高台にある農地の住宅転用に向けての状況はとしております。  
答弁願います。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは宮川議員の1のカッコ2の、国営農地などの高台にある農地の宅地転用に向けての状況について、ご質問にお答え致します。

国営農地等の土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度で農用地区域と定めることとなっており、農用地区域内にある農地の農地転用は原則不許可で、できない農地となっております。

また、農用地区域内にある農地を宅地等に転用する場合は、農振法による農用地区域の除外をまず行い、その後、農地法による転用許可が必要となります。つきましては、転用許可が可能であるかを考慮して除外手続きを行う必要があります。

従いまして、国営農地などの圃場整備を行った農用地を宅地等に転用するために農用地区域から除外し、農地転用することは、以前からの法制度が変更にはなっておらず、現時点での法制度では転用ができないものと判断をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

これと、私が質問した件は、2年前の29年の3月でも先輩議員が同様の質問をして、全く同じような回答をいただいているように私には聞こえました。この2年間では変化がないといえますか、一生懸命取り組んでいたおられるのは理解してはいますが、現状、前へ進んでいないというふうにとれました。その確認と。

今後に向けた動きなどが、考えがありましたらおっしゃってください。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

先ほど答弁に致しましたように、2年前と法制度上は変更はございません。

農業振興の観点から、優良農地等全体的な農業振興に図っていく農地というところの観点もございまして、その部分も含めて、今後は協議検討をしていかなければならないと全体的に考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の再質問の答弁も、2年前と変わってないのかなというふうに今聞こえますが。

具体的といえますか、そういった計画はないのでしょうか。

確認させてください。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答え致します。

具体的に、どこの部分でどう検討していくとかいうところは、今のところ持ってありません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私は、具体的にどこの個所とかいうんじゃなくて、法律的なものがネックになっておるように私には聞こえてまして理解してますんで。

そういったことに対する、当町だけではなく、例えば県下のとか、そういったような動きがあるのか。法の改正に向けてですよ、動きがあるのかなのかといったようなことをお聞きしたつもりですが。

再度答弁願います。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

いわゆるこの事前の農地転用のお話はですね、7年前にうちがいわゆる新想定をいただいてから2年、3年ぐらいは、恐らくもっと集中的にこれをやりました。でも、残念ながら越えられない壁がありまして。

その後、若干の制度改正はあったんですけども、当町が望むような大々的な農地転用によって新しい住宅地へ向いて転換していくというようなところには至ってないというのが現状です。

その後、当町含めたエリアを管轄します農政局、あるいは本省本科からお越しいただいたときに、農業基盤整備についての意見交換があるんですけども、その際には必ずこのテーマを出すようにしています。

ただし、個別具体でクリアできなかったというところが、ここ数年で新たにクリアできそうだという環境にはまだなっていないくて、引き続き粘り強く声を挙げてまいりますけれども、現段階においていついづごろにこういった制度改革性が行われそうだというところには至ってないというのが答弁になります。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

制度改正には至ってないというのは理解してますけども、それに向けた動きが現状ではあまりない。ないいうて言うたら、ごめんなさい。決まった動き、計画はないというふうに理解しました。

カッコ3の、弘野団地西側、また西南大規模公園内の未活用のままとなっている県管理の土地の活用は、としております。

答弁願います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の1、震災対策についてカッコ3の、弘野団地西側、また西南大規模公園内の未活用のままとなっている県管理の土地の活用は、のご質問にお答え致したいと思います。

応急期機能配置計画につきましては、先ほどご答弁させてもらいましたように策定をしておりますが、仮設住宅用地等について不足が生じております。

このことから、本年度、公有地の洗い出しを行ったところ、弘野団地西側については県有の土佐西南大規模公園内区域となっておりますが、未利用地の有効利用の一つとしてとらえております。応急期における各種機能の配置について、現在検討を進めております。

具体的な機能につきましてはこれからとなりますが、応急期につきましては候補地となり得る土地として把握をしておりますので、公園管理者と具体的に協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

この質問もですね、以前関連質問をやっておりまして、先ほどと同じ29年の3月の定例会で私が質問の中で取り上げております。

町長のそのときの答弁で、非常に有望な土地であるので本格的に検討協議をしていきたいというような趣旨の答弁がありまして、すごい期待をしました。そういった意味で、2年たったんで何か動きがあったかなというふうに思いましての質問です。

例えば、そういったそのときの答弁に基づいたような県との協議の、あったのであればその内容とかにちょっとお聞かせ願いたいのと。

言葉の説明で申し訳ないのですが、応急期。緊急、応急のことだと思いますけども、ちょっと教えてください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致したいと思います。

県との協議ということで言いますと、防災部局の方として具体的に、高台移転等で宅地ということの協議をした経過はございません。

ただ、先ほど申しましたように、応急期であればその用地は利用が可能といったところが聞き得ましたので、それに対して今後協議を進めたいというふうに思っているところでございます。

あと、応急期機能配置計画ですけれども。応急期の機能配置計画に関しましては、先ほどもちょっと答弁致しましたように、発災した後にさまざまな機能がございまして。先ほど言いましたように応急期における仮設住宅の位置であったりとか、ごみの廃棄場所であったりとか、そういった場所を事前に決めておいてそこに配置するといったところが、発災後に動きとしては順調に、スムーズにいけるといったところで計画を立てていて、それぞれの機能に応じて今配置をしているところでございます。

ただ、そこに関しましては、先ほども申しましたように面積的に足りてない所、また、現場でいくと高地を中心に配置をしておりますので、実際にそこが発災したときに利用に即するかといったところもまだ完全に検証できてる状況ではございませんので、そこらへんをこれから検証して、見直すべきところは見直していくといったところで考えているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

この2年間に宅地に向けての協議がなかった、というように私は取りましたが。

町長にちょっと質問しますけども。

先ほど申しました29年3月の定例会で、高台にある県有地の活用を図れないかということで質問したところ、答弁は、県有地は非常に有望だと考えている。今後、町防災の最大目標の人命確保を目指して本格的に協議を進めるとの答弁だったわけで、先ほど申しましたように、この答弁をすごい期待をしたわけです。

その2年後に、どうでしたかというて聞いたら協議してませんというだけの答弁では、ちょっと寂しいかなというふうな気がします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

その使用も、事後の応急期の使用と、それからロングですね。つまりもう、そもそも網掛け外してという。こういった2種類があると思うんですけども。

応急期の方については、使用許可さえいただければということなので、それほど大きなテーマではないです。

それからもう一つは、多分これがご趣旨じゃないのかなと思うんですけども。例えば、今の土佐西南大規模公園の区域の縮小の見直しを県の方が検討されている段階です。

従いまして、ある一定素案がぎゅっと固まって出てきてからの協議。一般論的に言うと、スケジュール的にはこういうことになろうかと思えます。

それまでにはきちんと自分たちの意向も伝えておりますので、それも踏まえて。県も勝手に県だけで縮小ができるわけではないので。自分たちにも意見照会がありますし、住民の皆さんにも何らかのアプローチがということになりますので。それをまず踏まえてですね、その後に個別具体の協議に入っていくと。こういうことになろうかと思えます。

前程としては、今の段階で住宅地としてということになりますと、どうしても網掛けの除外が必要になりますので、その検討を今、ここが含まれるかどうかは別にして公園区域全体の縮小、区域縮小の見直しの検討を県がやっていると状況です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

どうも。

町長に再質問しますが。

29年の3月にやったというのは、高台への宅地確保に向けた取り組み状況はと聞いた中で、県有地の活用をいうふうに再質問をして、その中の答弁がそういうことだったんで。その応急期ですか、そういうことは全然、そのときには一切触れてもないし、そういうことを私は問う気持ちはありません。

宅地確保に向けた高台の宅地の候補としてすごい有望なんで協議を進める、というふうに私は取ったのですが、そもそもそれが間違いであったとは思いませんけども。

そこのあたりを再答弁願います。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

認識にずれはなくて、有望地であることは間違いないです。今でもその認識は変わっておりません。

そして、具体的にあそこということになりますと、どうしても区域除外の必要がありまして。今の網が掛かったまんまでは建てることのできないので、その区域除外をまずせないかんのですが、その検討を今県が行っていただいているという状況です。

なので、2年前でしたら現状では対応できませんという状況であったものが、少し前に進んるといことだと思っています。

ただ、具体的にはどこをどれだけ面積を縮小するのかというのは、まだまだこれから協議もしなければなりませんし、検討も煮詰めていただかなければならないところです。

現状ではそういうことになっています。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

この2年間の間に、県がその区域除外ですか、何かの除外に向けて何らか、こちらからの働きか何かによって検討をしていただいているというふうな答弁だったと思いますが。

その確認をお願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

検討していただいているのは事実でございます。四万十市と黒潮町で構成します西南大規模公園の建設促進期成会だったと思うんですけど、そこにもある一定、案みたいなものもお示しをいただいているところです。

ただ、それをもっともうそのまま事務作業に入りますということではなくて、まだちょっと検討いただかなくはならないところが多数ございまして、今、それを検討していただいているという状況です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

最初の質問のときの答弁でそういうふうな答弁がいただければ再質問はなかったかもしれないと思っておるところですが、前へ進んでるというように私とらえましたんで、次へいきます。

2番の質問事項としまして、行政サービスの向上についてということでございます。

平成24年6月定例会におきまして、私たち議員も町長も町の職員も自らが手を挙げて、それぞれが町民、地域のために仕事をする立場にいるわけで、町民は日々その意識を持って我々を見ているとして、各々の立場の再確認をしようとの観点で質問をしました。

今回、また同じ観点で質問を致します。

まず、カッコ1としまして、行政サービスは、前回は住民サービスという言葉を使ってましたが、今回行政サービスに変えています。法令の定めに従って行われるものとするが、要綱、要領、手順書などの職務上必要なものの整備は十分かとしております。

答弁願います。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは宮川議員のご質問の法令の整備につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

宮川議員の言われるとおり、行政サービスにつきましては町の条例などによりまして、実施、執行されているものと考えております。

それぞれの行政サービスは、町民への補助として、また支援であったり、給付の場合などさまざまな場合がありますが、その一つ一つに、補助金の交付規則、また、給付金の交付条例などが定められておりまして、その規定によって実施されているところでございます。

条例等の例規につきましては、国などの関係法令の制定、改廃に基づき整備をし、要綱、要領等につきましても、適宜必要に応じて制定改廃を行い、整備しているものと認識をしておるところでございます。

なお、規定などに改正、また不備等が発見された場合につきましては、その都度、改正見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

至極当然といえますか、そういうことだと思います。

ちょっと私、聞いて引っ掛かった言葉がありまして。必要に応じていうて答弁がありましたけども、その必要に応じる必要というのはもう、まさかじゃないですけど、この黒潮町の職員が必要であるか必要でないか、というようなこと含められているがじゃないとは思いますが

、何かちょっと引っ掛かりました。

まあ、それも後でまた聞きますが。

具体的なところをちょっと確認させてもらいたいと思いますが。

3年前になりますかね、28年の9月ですか、藤本議員が、設計変更に関係した要綱やガイドラインを国、県に準じて作成すべきではないかというふうな質問をされて、その答弁として、本町は設計変更要綱やガイドライン制定がなされていない。で、今後、高知県に準じ設計変更の留意点や手続きを明確にし、うんぬんがありまして、関係各課で協議して年度内に取りまとめ、来年度入札から適用するという答弁があったのですが。

この要綱、もしくは要領。例えば、そのときに私も関連質問をしたんですが、そのあたりでは設計変更に関する事務処理要領。県が手本を作って各市町村に流して、変更点があるときはまた変更についてなりの文書で流して、各県内の市町村はそれに準じて要領なりが変わっていくというふうに私は認識していますが、その要領もなかったわけです。

この今言った要綱、ガイドライン、要領が今できているかどうか、確認させてください。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

まず、建設工事請負契約における設計変更のガイドラインということについてでございますが。これは藤本

議員からのご質問で、実際その当時できておりませんでした。

その後、建設部門、設計等の担当部署が検討委員会を開いてございまして、その中で検討をして、黒潮町独自のガイドラインを策定をしました。

ということで、次の3月議会であったと思いますが、全員協議会で策定をしたことを報告させていただいたということになっておるかと思います。

そして、もう一つありました事務の取扱要領につきましてです。この部分につきましては、高知県で定めたものがございます。

先ほどのガイドライン等が、変更の額とか割合とか、30パー2,000万とかいうことがございましたので、黒潮町独自に決めました。

この事務要領につきましては、読み替えでほとんどが事が足りるような状況でございましたので県に準ずるということで、その検討会でも決定をして、その内容で今現在進んでおる状況でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今、私はちょっと理解に苦しむ答弁やったんですが。

県で設計変更に係る事務取扱要領があるので、それを見れば町の仕事は何の不自由もなくできる、というふうな解釈をしてるといふふうに私は取ったのですが。

これでいくと、その考えを水平展開すると、あまりそういった書類はなくても整うというふうな、極端な話になると思うのですが。

ちょっとそのあたり、基本的な考えを町長、どうですかね。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えをします。

読み替えでほとんどがいく場合と、先ほど言いましたように、額の制定を黒潮町独自にしなくてはならないとかいう場合がございます。

黒潮町独自に、入札とか、この設計変更に関わる内容で独自に定めておるものも、契約規則とか、入札に関するとか、請負工事の監督の規定とか、いろいろ町独自で定めたものもございます。

また、県の方に準じておるものにつきましても、高知県の建設工事共通の仕様書であったり、品質管理の基準であったりは、県の方の部分で準じて行うことで進んでおるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

じゃあ、町長に問いますが。

これはちょっと問題があるなということで、例えばそういう要綱、要領、ガイドラインというものが問題になるということで某議員が質問して、そろえる、次年度から対応します。その部分だけでいい。

それで、私がまた別のところで、その事務所要領がないのが問題ではないかということも言うたと思うがです

けれども、そういったものを。私から言うたら、あえて作らんように見えるのですが。

冒頭言いましたように、各々の立場に立った発言とは、私には思えんのですよ。それ、町長が執行機関の方は、管理者の方は職員を守ってあげないかん。そういう立場を持ちようわけなんで、そういうよそで使われている事務処理要領を参考にし仕事をしなさいというよな、それはちょっと私は無責任だと思いますが。

考え方を聞きます。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただいてガイドラインをとるときには、もともとガイドラインを有していなくて、黒潮町も運用をしているときに、それよりもやっぱ県に、例えば県に準じたガイドラインから策定したらどうだ、というよなご指摘を議会からいただきました。それに従って、自分たちはガイドラインを整え。

そして、どうしても自治体の規模が違いますので、額とか割合とかというのは、どうしても地元の自治体で決めなくてはなりません。そこまでの整備をしたと。あとは、県の要領要項を読み替えれば、それで運用ができるわけでした。なので、必ずしもないからといって、どこにも要領的なその指導指針がないかといえ、そういうことにはなっていないです。

従いまして、黒潮町独自で事務の要領要項があればより丁寧だとは思いますが、ないからといって何も指導指針がないわけではなくて、しっかりとした県の読み替えで対応ができるということになっていまして。

これは特にここだけに限ったものではなくて、他でもさまざまな県の要領要項の読み替えで対応させていたでているものもございませう。

従って、あまり常識外の対応を取っているとは、自分たちは思っていないです。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

なくても整う、あった方がより丁寧な、というようなレベルの話ではないと思うがですよ。

どちらが自分らの立場に立ってあるべき姿やと思うか、いうことがまず1点と。

あと、幡多郡下でも構いません、近隣の市町村でそういうことを、県の要領なりを参考にし仕事をしているという所がどれくらいあるかちょっと、もし分かっておれば教えてください。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

全ての市町村、把握しておるわけではございませんが、県に準ずるとか国に準ずるといふようなことで運用している市町村は、ほかにもあるというふうな認識でございます。

以上でございます。

（宮川議員から「具体的に」との発言あり）

失礼しました。

具体的には、今どこといふような書類は持ち合わせてございませんが、ほかの市町村もあるというふうな認識は持っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

何でそこまで作らないという。それほど県に準じて作り替えていくんやから、そんなに難しい話じゃないと思うのですが。

何でそこを町長、こんなことを言われるんです。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

作らないって言ってるわけではなくて、作らずとも運用が掛けられるというお話をさせていただいているわけで。

一番大事なのは上の基準でして、ここをかちっと作り上げるということになっています。あとは、自分、手続きの要領要項ですので、その案件を読み替えて対応できるということになっていまして、それほど一般常識から外れた対応になってるとは、自分たちは思っていないです。

なお、それでも、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、なお策定をして丁寧にとということでありましたら、また検討はさせていただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

それほど難しい話なのかなというふうに。

職員、こういう課長さんなりベテランになりますと、それはいろいろ頭の中で整理されておるのかもしれませんが、やっぱりそういう要綱、要領、ガイドライン、そういったものの整備は職員を守る。

結局、仕事の能率アップ。単に仕事が進むだけじゃなくて、どこかで手違いがあったときにそれを、ごたごたなりを処理、解決するために膨大な時間を費やす。そういったことがないためには、簡単な作業でそういうことが防げるんじゃないかなと思うのですが。

例えば、近隣の市町村の状況もつかんでないというようなことで。

それ、ちょっと調べる気はないですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

宮川議員言われるように、この行政サービス、また職員を守るようなことで、そういうことで著しく障害が起きるようなことを起こすようなことがあればですね、そういうところ準じて規則等制定をしていきたいと思いますが、今のところ、準ずるといところで運用をしていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

もう一つ、近隣のあれを調べる。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼しました。漏れておりました。

近隣市町村の方はですね、特別これに合って、すべての要項要領等について、準用についてすべてを調べるようなことは、

（宮川議員から何事か発言あり）

事務処理要領についてはですね、調べることは後ほど行いたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私の考え方がちょっと外れてるのかなというふうにも、やり取りしよったら思うからですけども、そんなことはないとは私は思いますけども。

もう少し職員の立場に立って、職員が動きやすいような環境を整えてあげるのは、やっぱり町長をはじめ執行役員さん、そういった方々の務めだと私は思いますんで、もう少し、その具体的なことでなくて職場の環境整備という観点で検討をしていただければと思います。

カッコ2にいきます。

ファイリングシステムの現況はとしております。

ファイリングシステムは、執務環境の改善や文書を組織のものとして共有化を図ることなどを目的としたファイリングシステムということでございますが。

28年の6月の本庁舎の新築移転を好機に導入してはどうかということで、そのときの答弁が、新庁舎への移転も考慮し、平成27年度より同システムへの移行に向け準備をしている。今後、情報共有の促進、また文書の検索時間の短縮等の業務効率化等を目指し、運用ルールの構築も図るとして、答弁でしたが。

その後、どのようになっているのでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、宮川議員のご質問のファイリングシステムの現況につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

本庁舎の移転を契機に、当システムの推進を図ってきたところでございます。

移転前の平成29年11月より、まずは体制づくりからということで、各課内より選出を致しました2名の文書管理担当者をメンバーに文書管理委員会を立上げました。

その委員会だけではなく、担当者の部会を含め、現状の分析から課題を抽出し、規定の見直し、点検、評価へとつなげていっております。

昨年12月には、ガイドラインとして定めた基準の履行度、達成度につきまして、机上、机の上やカウンターなどの整理を含め、キャビネット内のファイルの状況につきまして、文書管理の点検評価を実施したところで

ございます。

その結果としましては、フォルダー管理履行度は向上しているものの、依然として簿冊の管理も残っている状況にありまして、各課によってフォルダー管理意向への差が大きいことの確認ができました。

この点検評価につきましては、年々評価基準を上げるなど実施する方針でございまして、職員自らが文書管理の重要性を認識しまして、文書管理のルールを守る取り組みを強化、充実させる方針でございます。

今後は、運用マニュアルによる統一的な運用を図るため、研修などによりまして職員教育を充実するとともに、継続的な点検評価により、各課の文書管理の状況の差をなくしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

大まかなところを答弁いただきましたが、ちょっと私、聞き漏らしたところがあるかもしれませんけども。

今後の、まだ十分ではない、また、時間もあまりたっていないでそれはそのとおりだと思いますけども、描いたそのファイリングシステムの構築に向けて、今後どういうふうな計画で取り組んでいくか。

計画などがあれば教えてください。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えをします。

ある程度の土台作りができたというふうに考えてございますので、これからは、先ほども言いました簿冊をなくして電子的な、書類をなくすとか、そういうことを進めてまいりたいというふうに思います。

また、そのためには職員の中で意識づくりを進めなくてはならないというふうにも感じておりますので、職員の研修等を含めてフォルダーの管理を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

何言いますか、今回の私の質問に対する答弁の中では、何かこう意識と申しますか、こういうふうに考える、検討するとかいう話は、今後検討していくとかいう話はありましたけども、その計画、長期までは要らんかもしれんですけど、計画があまり私には伝わってこない。

副町長は以前、具体的な数値を入れて、よりその計画に具体性を持たせていくみたいな話があったと思います。そういう言葉で、ああ、いい取り組みをしてくれるんだなあというふうに期待しておりますが、今日の答弁でいくと、そういう具体的な数値が入った、これからどういうふうに研修会、講習会とかそういったのを開催して、どういうところを目指していくかというふうな取り組みが見えてこないように聞こえますが。

そういった点があれば教えてください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

決して後退してなくて、前に力強く進めていこうということになっていまして、今年の当初予算にもその関連予算も計上させていただいているところです。

基盤としての機能は整いました。それを、どこに向けてどう運用を掛けていくのかというのが非常に大事であって、どこに向けてというところが、いわゆる政策体系ですね。どういう目標に向かうのかの、そのどの目標にということ。

そしてその目標値が、一つ一つが目標値がぶら下がると。こういうことのプランニングもしてまして、ロードマップまで作っております。それを、後は着実に一步一步進めていくと。

そして、第三者機関、外部機関からもご指導はいただくようにはしておりますけれども、内製化をして、自分たちがそれを回せるようにならなければなりません。

従って、各部署へのチェックに回りますけれども、それはあくまでも内部の人間にしっかりとチェックをさせていただいてですね、その結果をしっかりと各課に公表すると。こういった手順を踏むようになっていまして、しっかりと前には進むようにできています。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私が再質問させてもらったのは、そういう計画が、頭の中でいろいろ、こんなことをせないかん、あんなことをしてどこを目指そうという考えがあるというのは、これはもちろん。そうでないと、ファイリングシステムをやろうということにはならんわけで。

そのときに、どの時点。例えば、また2年後にやったらおんなじ答弁が返ってくるようでは、ちょっといかなものかなということになりますんで。ある程度は、いついつごろまでにこういうことを踏まえて、その次のステップへこの期間でやって、何年後には目標を達成したいというふうなことを、私は町長がその具体的な数値をという言葉はそういうことだと思っております。そのあたりがちょっと聞き取れませんでした。

再度、答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

説明、ないわけではなくて説明の機会がなくでですね、少し説明不足であったかも分かりませんが。

政策体系としては、目指すべき目標には、やっぱりしっかりと組織というものの充実。これがもう最上位にあるわけです。それを、このファイリングシステムを使ってどう実現していくのかという、手法の一つとしてのファイリングシステムであって。そのファイリングシステムを運用していく中で、目標値とする政策体系、いわゆる掲げる政策は8つございます。

それらの中で、すぐにフルスピードで走れるものと、それから、ある一定全体が走った後で後発で追っかけるものと、いろいろありますけれども。現行では、本年度から約4カ年ぐらいをかけて、しっかりと実施期間を設けています。ロードマップ上では。

その中で一つ一つ、例えば、本年度で言いますと、その政策体系に掲げた目標の8つのうちの4つを実行しています。本年度はご承知のとおり、昨年度末に新庁舎移転がございまして少しばたばたした時期もありましたけれども、おおむね順調にしているところです。

ロードマップもどこまで説明を。

もう少し具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、8 つ掲げている政策体系の目標のうち 4 つを、文書管理のそもそも在り方ですね。これをしっかりと書き切って、そこへ向いてどう持っていくのか。これが第 1。それから、取扱規程ですね。それから、状況、点検評価。つまり、プランニングしました、やっています、以上ではなくて、それがどこまで実行されていて、今どこのぐらいまで進んでいるのかという点検評価を必ずやるということ。それから、それを全体で回していく組織づくりですね。

この 4 つをもうスタートさせていただいてまして、残りの 4 つについてももちろん、順次これからどんどんやっていくと。現行もやってるんですけども、そういうことになってまいります。それで、全体的な目標に対する到達目標、当面 4 カ年、H30 から H33 までで組ませていただいて、それを年度ごとに着実にやっていくと。こういうことになっています。

従って、全然後退でも何でもなくて、むしろハッパ掛けているような状況でして、恐らくご理解いただけるレベルまでは早期早々に到達できると思います。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今のような答弁であれば、取り組んでいただいているなというふうにとれるわけですよ。

ただ、最初のときにそういう答弁がいただければスムーズに時間は流れていくんじゃないかなと思いますんで、あいまいな検討をしているとかいったような答弁で、再質問再質問でというようなのは、極力とは言いませんけどもそういった方向で検討してください。

議長、12 時になりましたが、まだ 16 分ありますが。

（議長から「このままいきたいと思います」との発言あり）

皆さんにお昼のご迷惑掛けるみたいで申し訳ないがですけど、前へ進ませていただきます。

（議長から「どうぞ」との発言あり）

はい。

お昼になりますが、議長がやれということですのでやります。

3 番としまして、職員の超勤が多過ぎるとの声は以前から多くありますが、超勤についての現状把握と認識はとしております。

これは、先輩議員もこの 3 月定例会の中で問われとったと思いますが、関連して同じ答えがあるかもしれませんが。

答弁願います。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは宮川議員のご質問の、超勤についての現状把握と認識につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

これまでの防災対策や人口減少対策、総合戦略の実行などによりまして事業量が増大したことに伴い、超過勤務につきましても増加しているとの認識をしているところでございます。

時間外勤務の現状把握につきましては、平成 27 年度より時間外勤務命令、休暇申請等を管理するシステムを導入し運用しているところでございます。

このシステムにより集計した過去 3 年の全職員の年間平均時間外勤務時間数でございますが、平成 27 年度が

123 時間、平成 28 年度が 118 時間、平成 29 年度が 123 時間となっております、ほぼ横ばいで推移をしているところでございます。

また、今年度においても年度の途中ではありますが、大きな増減はないものと見込んでございます。

長時間労働の縮減に向け、毎週金曜日のノー残業デイの実施や、8 月にはノー残業デイの強化月間としまして、管理職の巡回による、早期退庁を促す取り組みなどを行っているところでございます。

また、労働基準法の一部適用除外となっている非現業の職員につきましても、残業時間の上限設定を行うなど、より一層の労務管理を実施することで、職員の健康管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私も役場が移転する前、この本庁舎が移転する前ですが、9 時を過ぎても 1 階も 2 階もいっぱい電気がついていような状況を見るたびに、うーんというふうな思いがあったんですが。

いろいろ、職員の親御さんなんかから、例えば、毎日夜 10 時過ぎに帰ってくるというような、毎日ですよ。それがずうっと繰り返しているというような声もありました。また、ある親御さんからは、数年前に就職をさせてもろうたけれども、以後、午後 7 時前に帰ってくるということではなくて、夕食を一緒に食べたことがない、という声もありました。

今何か、今の答弁でいきますと、金曜日にはノー残業デイを設けるとか何とかいう話もありましたけども、その話と何かかけ離れた言葉かなあというふうに、私は聞いて思ったところですが。そういうふうな声は、職員の、町長をはじめ幹部の方には届いてないということながですよね。そういう、ノー残業デイをやっているとかいうて言われるんです。

そこのあたりのちょっと、確認することでもないかもしれませんが、その確認と。

あと、現状休んでおいでる方、職員の方が何名ほどおいでるか、もし分かればお聞かせ願いたいのと。

先日の先輩議員の質問の中で、1 日 50 分の、仕事が済んでから帰られるまでに 50 分の時間があるというような話をお聞きしたような気がするんですが。

そこのあたりの内容を再度説明していただけたら。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えをします。

先ほどのノー残業デイ等の実施につきましては、管理職等に確認を取って実施をしているところでございます。

そして、休みというのは病休ということでよろしいかと思っておりますが、現在、5 人ということでございます。

そして、藤本議員のときに、時間外と退庁時間の差ということをお答えしたというふうなところやというふうに思いますが。

集約の結果でございますが、29 年度でひと月、時間外勤務の方が月平均 10 時間となっております。そして、退庁時間の方が 35 時間ということになっておりまして、25 時間の差があるということでございます。

月でございますので、土日も含めておりますので 30 日とすれば、約 1 時間足らず、50 分程度の差が出るのではないかというふうな話をさせていただいたところでございます。

この50分弱の数字につきましては、土曜日、日曜日の休みの時間も入ってございます。実際のところ、土日につきましては振替の休日というのを取らせていただいておりますので、時間外の方には入ってこないということになりますので、その差はもう少しまた縮まるということにもなるかと思えます。

そして、そうすると約何十分かの差でございますが、5時15分退庁から30分ぐらいで6時前ぐらいに退庁するとすれば、それと職員同士のコミュニケーション、そして自分なりの着替えとか後片付け等々。そして、またもう一つ、この中には出張帰りで待機の時間のが遅れるとかですね、また、庁舎の中のサークルの中に参加をしているとか、会合に参加をしているとかいうこともございますので、若干、数字的には縮まるというふうな認識はしておりますので。

そうすると30分程度ぐらいが、55分からいろいろ片付けて帰るような時間かなというふうな認識でしているところ、というような説明をさせていただきました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

休んでおいでの方が5名ということで、ちょっとショックな数字でございますが。

あとの、ノー残業デイについては各課長に確認とか言われて、何を確認されようかというふうに思いました。というのは、先ほど言った、私が聞いた、ご両親とかその親御さんの言葉とすごい乖離（かいり）があるなというふうな感じです。

ほんで、確認という意味の中身をちょっと教えていただくがと。

この、終業時間5時15分から退庁のタイムカードの数字が、今回は50分がいろんなことがあって30分程度だと思うということで、それは理解しましたが。

それは、何か片付けという言葉で説明いただきましたが、片付けは、まさかではないですけど仕事の片付けが入るとるわけではないですよ。個人の、さっき言うたように服を着替えたりするのは、結構それは勤務時間ではないような気がしますけども。仕事には準備があって、その仕事本体があって、その片付けがあって、一つの仕事が成り立つわけなんで。

そのあたりの、確認の中身の確認と、片付けのいう中身をちょっと教えてください。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

まず、管理職等の確認についてでございますが。

職場によってはですね、その都度、県に出さないかん書類とかいろいろ、ノー残業デイ以外に残業をしなくてはならない業務等もございます。何がために残ってるのか、業務の内容、そして時間について、課長の方に確認を促しているというところでございます。

そして、いろいろ職員の方、時間外をお願いをしております、親御さん等の心配等していただいておりますのでございます。

その職員について、ちょっと一人一人の確認というのがなかなかできませんけども、何日間か続く用務というのは税の用務であったり、それぞれの職場によって長期間ある一定期間、残業が続く場合もございます。

一人一人、どこでどういうふうなというような形のお答えはできませんけども、部署によっては、ちょっと長期で残業の時間が続くという部署はあるように認識をしております。

以上でございます。

(宮川議員から「片付けもあったですかね」との発言あり)

失礼しました。漏れておりました。

片付け等の話でございますが、仕事の内容としては仕事を澄ませてパソコンを切って、というふうなことであろうかと思えます。

片付けというのは、身の回りの片付けという意味でとらえていただいたらいいのかなというふうに思えます。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

片付けが個人的なもんだということにとらえているということで。

それにすると、全体を人数で割ってとか、そういう数字が 30 分、先日は 50 分ということで。50 分もというのがちょっと、仕事が入ってるような気もするかな思うて、再度問うたわけですが。

そのノー残業デイの話をしてみますと、その細かい、行政サービスですので、そのときそのとき住人の方からいろんな要望が挙がってきたりとか、対応しなくてはならぬのは、それは当然のことです。そうした中で、金曜日はノー残業デイとかいうことを決めて取り組んでいるにもかかわらず、冒頭、自分が先ほど申し上げましたように、毎日ですよ、それもずうっと何年間以上そういう状況が続いている。親御さんがそういう言うておられるんで家へ直接帰ってないのかもしれないけれども、親御さんは仕事をして遅くなっているというふうに、その子どもさんというか職員の状況からそういうふうにとらえちゃうわけですよ。

後に言うた、数年前に就職して、7 時より早うに帰ってこないために夕食を一緒に食べたことがないというのも、これもそのノー残業デイをやってますいうて言われても、ちょっと説得力に欠けるかなという気がするんですが。

町長はどんなふうに、今の全体的な話としてとらえています。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

一時期、かなり業務過多な時代がありまして、あれは新想定直後だったと思うんですけども、地域担当制で相当地域に入らせていただいた。そして、通常業務もこなしていかなければならない。あるいは、住民の皆さんとの話し合いの中でさまざまな事業が生まれていって、その事業量が増大している。こういったところになっていまして。なので、この超勤、いわゆる職員に対する負荷というのは、うちの組織全体としても数年来の大きなテーマになっていました。

従って、それを解消すべく、例えばノー残業デイを設けたりとかですね、あるいはこの出退勤の管理をさせていただいたりとかということで、一段一段は進んでいるのは間違いないです。

それに従って、少し精査は必要ですけども、ピーク時から比べるともう少し緩やかになっていると。超勤については、という認識であります。

ただ、働き方改革も叫ばれる中で、ご指摘いただいたようなケースがあるとするならば、それはそもそも属人的なノルマの問題なのか、あるいは業務量の配分の問題なのか。そういったところをしっかりと精査して、できるだけ平準化した業務量で組織の配置をする必要がございます。

そういったことも自分たちは考えたつもりで、いろいろな業務量の分担もしているつもりではおるんですけども、どうしても時期的なものであったりとか、あるいはコスト的なところであるとするならば、さらにその是正に自分たちもこれからもう少し、もう一歩進んで、もう一歩踏み込んで是正ができるように努めてまいります。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

もう少し、職員の置かれている状況をとらえ切れてないような気がするんですが。

私、今2期目で8年前に、6月は一般質問よう掛けらったんですが、その次の9月に手挙げたときに冒頭、当時、町長は2年目でしたか。先ほど、ちょっと9時過ぎてもとかいう話があったのですが、毎晩、町長室に電気がついとるという状況で、その状況を私、すごい頑張ってくれてるような評価をしたような表現で、町長、褒めたことが一般質問の冒頭、そういうことをしたわけですが。

今になって思えばですね、立場が町長とか課長さん、それから係長、一般職員と、それぞれの立場が違うのである程度しょうがないかなというところもありますけども、まあ褒めたたえたのはちょっと私が誤解の種を、というふうな気持ちにもちょっと、今回の質問を考える中で感じたことでした。

震災がありまして、すごい事業量が増えて作業量が膨大になって、例えば標準財政規模でいきますと50億ほどの市町村が連年100億超えて120億ぐらいまで、倍以上もはるかに超えたような予算で作業量も大変だと思いますけども。それはそれで、何らかの対応をして職員を守るのが町長はじめ管理者の責任なわけですので、冒頭へ戻りますけども、それぞれの立場に立ってですね、組織というものをきちんと守って前へ進めていかないかんという意味合いなわけです。

そういう意味で言うと、今の町長の答弁なんかも作業量が多かったとかいう話で、その後の対応のところが妙に、私には響いてこなかったのがちょっと残念なんですが。

もう少し、現状を再確認をして取り込むなりやっていただきたいのですが、どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁と重複になりますけれども、自分たちにできることはですね、まず業務量の平準化を図ること。コスト的に、そこに人員が配置されて、その全て配置された人員の総労働力と、それから自分たちが抱える総事務量ですね。これのバランスを取っていくというのが、僕らに与えられた責務だと思います。

その精査については、引き続き努力をまいります。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

その業務量と人員とのバランスなんか、そういったのを今後、精査して検討していただけるということですが、それはごく当然なことなわけで。仕事なわけですから。

町長が現町長になってから9年ですか、9年たった状況がそうですよというのを、もうちょっとこう自覚なりをしていただきたいと思います。それに対する答弁もまた難しくなると思いますんで。

お昼を大幅に超えましたけども、今回はちょっと超過にならずに済んだようなので早くお昼になるように、

このへんで一般質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、1時50分まで休憩します。

休 憩 12時 22分

再 開 13時 50分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それではすみません、質問を始めさせていただきます。

ちょっと発音が悪くなっておりますので、義歯が入ってる関係で。もし聞き取りにくいところがありましたら言ってください。もう一遍言い直しますので。すみません。

まず、1問目です。避難道についてをお伺い致します。

県加速化交付金制度を利用して、平成24年から事業が開始、平成29年度、交付金制度終了がしておるよう  
に説明を受けております。

この事業開始前に、情報防災課は各地域に行き住民への説明会を開催し、その住民の要望個所で計画をされておると思います。それ大体213路線、うち完成が205件で、平成30年度中に完了していない8件は、繰り越しということで施工を予定をされておるようでございます。

まずは、本当にその交付金制度が終了しておりますので難しい問題があると思いますが、この間、田野浦の部落の中で、これ町道の港付近になりますが、あこの所に道を挟んで上下に、道の上と港の側に水産加工場があります。そこは多くの方々が普段仕事をなさっております。

それで、ぜひとも森間へ逃げるように町が造ってくれた避難道はあるんだけど、それよりはその工場からすぐ上の方に、森間の方ののり面を使つての避難道、上への避難道をできないかという声があるのと。それについて、まずは、

住民の、私が思うには、交付制度はもう完全に終わっております。それで、そういうことに取り組むにもなかなか町としても難しい部分はあろうかと思いますが、やはり住民が要望に付けて、やはりきちっとした説明が必要かと思ひます。取り組むべきだと私は思っておりますけど、予算もありますことです。また、住民が要望されておる場所が、実際に工事に適しているか。その避難道を造るに適してるかどうかということもあろうかと思ひます。

やはりそういうところをきちっと、住民と一緒に現場を見、していくべきだと思いますが、執行部の見解をお伺い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは森議員の一般質問 1、避難道についての加速化交付金制度終了だが、住民要望に取り組むべきと思う。執行部の考えを問う、のご質問にお答えしたいと思います。

避難道の整備につきましては、議員おっしゃられたように平成24年度より開始となり、情報防災課で担当し

ている計画路線として213路線について整備を進めてまいりました。この避難道は、浸水区域から浸水区域外に緊急的に避難をするための施設であり、命を守るために必要な整備として進めてまいりました。

計画路線を決定する際には、地区ごとに行ったワークショップなどで各地区の問題や課題を抽出し、計画路線に反映させております。本年度で全ての計画路線の整備を完了させるべく進めてまいりましたが、入札の不調等により一部の路線については繰越施行となる見込みとなっております。

平成28年度までは、国の緊急防災・減災事業債、高知県津波対策加速化臨時交付金を活用の上、町の実質的な負担がない中で進めてまいりました。その後の整備に関しましては町の負担は発生しますが、計画路線として挙げられたものに関しましては命を守るための施設として最優先事業として整備をしてまいりました。

この繰越分が完成すれば、計画路線については全て整備されたこととなりますので、避難路等の命を守るための施設については一定の完了と考えております。

完了後の計画外の路線につきましては、現在のところ、基本的には整備する計画はございません。

今後、要望として挙げられる路線につきましては必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、他の事業と同様に個別に対応していく必要があると考えています。地区要望等により、それらを把握していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁で、町の考え方は理解できます。

けど、その一番の問題点というのが、地域でのワークショップ開いて、その中で住民とともに考えてきた。これは私も理解してるつもりでございますが、地域地域によって、いつ開かれたがとかいう声があるがですね。そのときに言わせていただくのは、部落が放送し、区長が部落の人らを集めてやっちゃんはずと。2回もやっちゃんはずと、というように言わせてもらいます。

ほんで、ところがそのできてしもうてから、あこに要るがかよというような声も聞きます。その地域の人は要ると思うてお願いした分でも、ほかの同じ部落の中のほかの人からしたら、なぜあこにあるがというような声も聞くし。またその話で、これ直接本人から聞いたわけじゃないですけどね、その話の中で。誰が逃げるがぜよ言うたら、おらばあでも逃げらよ、というたとかいうような避難道もあるようなことを聞いております。

ほんで一番のあれは、住民にきちっとそのワークショップの意味が伝わってなかった地域と、きちっと伝わって議論された地域とがあると思います。ほいで、もう予算的なものが国も県もなくなったということですが、やはり要望が部落内から挙がり、また住民の声もあれば、再度聞くようになりますけど、これから予算がない中での執行になりますので、なかなかその補助金とかの国の施策がない中での執行になりますので難しい点はあるかと思えます。けど、やはり住民が要望される範囲、やはり町も真摯（しんし）に受け止めて、その現場の確認、一緒に行って。まあ仕事が忙しい中となりますけど部落要望が挙がってくれば、個人的な要望では動けませんので部落要望があれば、その要望された方と現場をいき、それできちっと見て、予算的なものもないことも説明せないかんと思いますけど。それよりも、その場所が避難道の工事ができる場所かどうかということもあろうかと思えます。

そういうことも含めて、時間的なこともありますけど、やっぱり住民のそういうことに応えていくということが出来るかどうかを再度お伺い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたように、当初、地区から挙がってきている計画路線についてはもう完了ということで、一定終了したという認識であります。

ただ、その中で要望として挙がってくる部分はこれからもあるかと思っております。その中で、今までのように最優先としてとらえていくということは困難だと思いますけども、その中で、計画策定時にはどうしてそこが挙がってきてなかったのか。なおかつ、その計画策定時から状況の変化がどのようなことがあったのか。そういったことが明確にあって、その中で必要であるということであると、それに関してもう確実にしませんということにはならないと思います。

ただ、言っているように、これまでと違ってやることに対する困難性は大きくなってるので、防災事業のみならず、全体的なバランスを考えた中での施工ということになってくると思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

はい、分かりました。

1 問目の 2 に入ります。

これも町道田野浦線ではありますが、旧消防屯所、田野浦の。から、港の方向けて 100 メートルぐらい入ったとこの右側の森間の崖になるんでしょうか。ここが大雨で何度も崩れて、その都度そののがれきは片付けてくれているようですけど。この道も、いわゆる港の辺の人なんか、災害時には県道の方へ抜ける避難道、森間の上向けて抜ける避難道となっておりますようです。

この近くの方々が一番心配されてるのは、大雨が降っても崩れる場所だから、地震が来て揺った場合にもっとひどい崩壊が起こるがじゃないろうかと。そのときに、崩壊が起これば避難道としての使用もできなくなるので、まあ言うたら崩壊防止の工事の要望の声を聞きますが、もう今言われたように、防災事業の方の国、県の補助金が切れちようところでの工事になります。それと、問題はあろうかと思えます。道がものすごく広うなっちゃうけど、結局、個人所有の崖が崩れて広がってきちゃう関係で、個人所有のものになってくると思えます。そののり面が。

そのへんがありますが、怖い個所があるというように指摘されておりますので、そういうところもやはり確認して、そういう崩壊の防止用の工事がやっていかれるかどうかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは森議員の 1、避難道路について、カッコ 2、田野浦線、旧消防屯所から 100 メートル先の道右側面は、これまでの大雨で崩壊、地震時の避難に使用できるように、崩壊防止工事要望の声を聞く。執行部の考えを問う、のご質問に対してお答えしたいと思います。

避難道として位置付けられました路線に関しては、一定整備がされたところです。今後の避難道の管理につきましては、日常的な管理や簡易な修繕は各地区での対応をお願いすることとなります。ただ、避難道としての機能を損傷する等、大きな補修、修繕については、町が対応していくこととしております。

避難道として整備した路線については管理台帳を整備の上、対処していくこととなりますけども、ご質問の田野浦線のような避難時に使用する町道等に関しましては、避難道としてではなく通常の道路管理として、他の町道路線と同様に全体の改修、維持、補修の計画の中で進めていくこととなります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁でいきますと、避難道として造った道でないの、造った道でも完成後は地域の方々に管理委託というような形をお願いするというように私は受け止めたんですが、それで間違いないと思います。

それで、今の答弁でいきますと、あくまでも町道であるから、町道の方の管理下になると。けど、住民の方はいわゆる防災面での要望があるがですね。防災面としての。やけん、そのへんがなかなか、町道管理でやるのか防災でやるのかということになったら、ボールの投げ合いになってくると思います。それで、まあいずれかどっちかですけど。

一番のがは、斜面ののり面ですので、のり面の所が個人所有のそこだと思わうんですよね。それをいかに、言われませんが、その持ち主に負担金をもらわんと工事はできないと思います。そのへんも含めて要望があったとき、いずれの方が、まちづくり課が担当するか。今の話でいくと、恐らくまちづくり課の方がそこについては担当になるかと思いますが。どちらの方いうか、今、もう防災課長との話になっておりますので。

もし、これもやはり住民が騒ぐがでは町は動けませんので、部落要望として正直挙がってきたときに、それを先ほどと同じように住民の言うことを、場所を現場確認をし、できるかできないか。それは防災がやるべき場所ではありません。町道管理になりますというような形で。

それと、やっぱりのり面ですので、地権者の承諾もないと勝手にはできなくなると思いますので。そのへんも含めて、同じようなこととなりますが、部落要望として挙がってくれば、ちゃんと住民の対応に応ずるか応じんか。

結果的にどこがやるかは構いませんので、答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

あくまでも道路改修、維持補修の範囲というふうに考えております。

他の避難道に関しましても、地震時に確実に避難できるかという、そうでない路線もあります。そうしたところからいくと、ご質問のような町道全般で考えてみても、そういった箇所は町内でも多くあるというふうに思っております。

そうした避難に関する避難路の確認も住民の方にはしていただいて、ここが駄目ならこちらといった、避難ルートの多重化的なところも確認をしていただければというふうに思います。

町道の施工に関しましては、やはり地区要望で出された部分で、他の地区要望と同様の中で、地区の中でこの辺りの住人なのか、それぞれの中で優先度も考えていただくということも必要かと思っております。そうした中で、要望を出された中で対処していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

対応はしていくということですので、その 1 の 3 に入ります。

これもまた田野浦のことになりますけど、田野浦の町道森間線、これは上へ上がったところですが、から、西に向けて墓所に抜けちよう道があります。

これ、住民の方から、ほんと一部分ですけど、もうアスファルトが割れてしもうて何ともならんなっちゃうと。ほんで、訓練のときには、森間へ逃げるときには上間の西の方の方は、それを県道上ってきからそこを通過して使ってるということで。まず、まちづくり課で聞きました。町道やろうかって聞いたら、そこは町道やないということで。ほんで、農業課の方でお聞きすると、農道だということになったがです。その道は。

農道になってしまうと、いうたらその前の地権者の方々に、出役でやれば材料代は出るようなことを言ってきましたけど、周りの方もほとんど墓所になってしまううちょう関係で、畑いうよりも墓所ですね。その場所が。そこが唯一、ちょっと広いんですよ。行き違いできるだけの。

どこがするいうても、なかなかそのもろうても高齢者ばかりやったらできんしということがありますが、まあ何とかその部分だけでの改良を町で。農道ですので、なかなか難しいところはあると思います。そこを、こんな曲げてというような話はせられんね。真っ直ぐとは言わんですけど、避難道の一環として、その部分を防災の方で部分的な。もうアスファルトでセメンを流したがでもいいと思いますけど、そういう工事も今、予算的には無理でしょうか。これも、あくまでも部落からの要望が挙がったときの話ですけど。

そういうことで、対応が防災の方でできるかできないか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは森議員の 1、避難道について、田野浦森間線からの農道は、避難道路として利用しているが路面の悪い場所があるので、夜間避難の安全面からも修理を求める声がある。執行部の考えを問う、のご質問に対してお答えしたいと思います。

先ほどの答弁と同様となるとおもいますが、避難道として整備した路線については管理台帳を整備の上、避難道として修繕をしていくということになります。

ご質問の農道に関しましては、避難道としてではなく、通常の農道管理として他の農道と同様に、全体の維持補修、整備の中で進めていくこととなります。

防災の中でということですが、防災の中でいくと、資機材整備で 30 万を上限として、それも同様に先ほどの答弁とはなりますが、町の負担 30 万、資機材に対しては出す補助がありますので、それを部落等で申請をいただければ対応できる部分はあるかと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁の中で、資機材料として 30 万までやったら農道でも防災の方から出せるというような解釈でよろしいでしょうか。

それで、やはりこれも部落の方から要望出してもらうて、その周りの墓所の地権者も含めて皆さんで検討してもらわないかんことと思えますけど、負担金なしの 30 万の資機材が出るということですね。

そういう解釈でよろしいでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

予算としては、町で年間90万要求をするようにしています。その中で、3地区ぐらいという目安としてやっております。

どうしても予算枠の中ということにはなりませんけども、その予算枠の範囲内であれば上限30万の中で資機材のみの補助となりますけども、当然、労務は地区の中でやっていただくということになりますけども。そうしたことが地区の中でまとまって要望として挙がってくれば、そちらでの対応はできるかと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

はい、分かりました。そのように話しときます。部落の方には。

2問目の方に入らせていただきます。

2問目ですが、これは町道関連についてをお伺い致します。

藩下線、入野小学校前の新町道の取り付け角度について、錦野の部落の方の総会の中で、バイク、車等で曲がる時にすごく危険を感じると。学校のちょうど正門の前になります。Tの字に当たってますので、今のあれが。

その中で挙げた言葉ですけど、カーブ付近のあれ縁石というんですかね、あの車道と歩道との境にあります。もうちょっとこれ移動は難しいかもしれません、とは思いますが。その移動をできないかという住民の要望がありますが、そのように移動すべきと私も、今からの事故とかを考えた場合に。

確かにね、あの上から下りてきますと、あこでかなりの角度で曲がるがですよ。新しい道路向けて。今はそれ一方でいいんですけど、あの道はいずれ前の城山団地ができれば、ほんとのTの字になるがです。あこの交差点が。回っていくとどうしても、下りてくると左側の縁石がちょっと油断したらふっと近付いてくるとか、かいうて右に回ると今度、右の方の縁石がとか。上がってくるときに右の縁石がちょっと気になっていかんというようなことがあります。

ほんで、駐在さんと区長さんと私と副区長とで確認を取って見たがです。やっぱ怖いねということにはなっております。なかなかその、一遍工事したもんやけんその縁石の移動は甚だ難しいかもしれませんが、そのような安全対策ということについてできるか否か。

答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2番、町道についてのカッコ1、町道藩下線の入野小学校前の新町道取り付けに危険だとの声がある。カーブ付近の縁石を移動すべきについてのご質問にお答え致します。

これまで通勤通学や生活道として利用していました町道藩下線が、大方改良の計画により段差ができ通行ができなくなりましたので、西側に新たな藩下線を歩道も整備し、現在供用しているところでございます。

議員ご質問の入野小学校前につきましては、現在、誘導線が引かれていまして、線形的にカーブのようになっておりますが、この誘導先は旧藩下線が行き止まりになっていたことによる誤進入防止のためでございます。将来的に、議員もおっしゃってございましたけれども城山団地に住宅建設が進めば三叉路としての整備が必要との認識でおります。

現状と致しましては、小学校の校門前でもございますので、これまでの通行と同じく安全面には十分注意をしていただき通行していただくよう、路面へ速度を落とせの注意喚起の表示を設置しております。

道路管理者と致しましては、将来的なところも考え、縁石の移動は現状では考えておりません。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁で、縁石の移動は難しいよりもできないという答弁だと思います。縁石のあれは。

それは私も、ある程度無理だろうということは分かりますけど、そういう声が挙がっているということは認識していただきたいということと。

それと、今問題になってますのが、通学バスの乗り降りがどこでやるかなということになってきますよね。それで、今でしたら大体体育館の前か、正門との間ぐらいでよく乗せていると思います。生徒さんを。体育館の方の入り口というか、あの正門の。

ところがそうなってくると、あこがものすごく、今までやったらほら、越して真っ直ぐ下りるんやけど、それを越してカーブになりますので、なかなか住民の方からも、これ子どもさんを送ってくる方もおります。雨が降ったとか、お迎えもありますし。そのときに、どこかちょっと車がよけたらいいか、置く場所があれば安全になるろうけどというような話も、この間見たときにですけどね、そういう声も挙がっておりました。

問題は、スクールバスなんかきちっとお迎えに来たときに、児童の登下校に対して安全を保てるようなことをしてあげないと。何かあったら、児童の方も被害を被るし、またそこで、ほんとは車乗ってるとかの方が十二分に気を付けて、人に傷をつけないように運転せねばいけないのがモットーでそれが基本ですけど万が一ということがありますので、そのへんの対応というのも考えておるでしょうか。登下校のときやけん学校になりますけど、やっぱり道の管理になりますので。町道の管理はまちづくり課になります。ちょっと自分はそのつもりで、今、管理の方でお伺い致しますけど、どういう方法があるかなと。送り迎えのときの町道の利用の仕方ですけど。今のところ、大きなバスが止まってしまうと、正門の前に。そうすると、なかなかカーブのところになりますので、なかなか難しいと思います。交通。夕方のお迎えはあんまりないと思いますけど、朝のときは結構、錦野から勤務に行くので皆さんよく下りてきますし、保育園の送りの方もおいでますし、中学校、高校と、あこに全ての学校が固まってある関係で、なかなか交通量が時間的にもものすごく多いです。保育園の近くでも、迷惑駐車いうことできっちり怒られてますけど、それも警察がかなり喚起はしてくれておるようですが。

問題は、新しくできたカーブというかTの字か、いわゆるその交差点の付近の安全性を確保していただかんとこれから将来的に危険が伴うかな、というのが錦野住民の考えですが。

そのへんのことをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

新しくなった町道藩下線が開通する前に、私たちに道路管理者と致しましても、あそこのカーブ、そして学校の校門前ということもございまして、学校関係者およびバスの運転手、そして私たち担当の者と、どこでバスを止めるかというところの確認を致しております。

誘導線を今聞いておりますけれども、それよりかもう少し南側、下った辺りでバスを止めていただいて、そこで乗り降りをしていて。バスは、今まだ城山の方は家も建っておりませんので、そこへ進入し帰っていくというようなところで、運転手との確認はできているというふうに考えております。

ただ、城山団地が家が建ち、住民の方々が生活するようなことになったときには、再度、バスの停留位置とか、そういうところは学校、また運転手の方々と協議をし、対応をしてみたいと考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁で分かりました。

また、住民の方にはそのように伝えておきます。

そしたら、2番の2に入ります。

学校の正門付近は、今言うたようにカーブになるし、いずれはTの字になります。

で、ここは児童、生徒、住民の安全確保からも、学校あり徐行とか、横断歩道あり注意等の、警告支持看板設置が必要と思います。

これは、警察の方につけていただけんかと言いましたら、町道なので管理者がつけるべきものであってという、そういう看板は公安の方からつけるもんじゃないというようにお聞きしました。

できるならば、警告指示看板設置を行政の方にお願いすべきだというように指導がありましたので、当然、学校の手前の付近からスピード落とせでもいいですし。要は、学校あり徐行でもよろしいし、横断歩道ありでもよろしいですが、そういうように指示看板、警告の。それから、上がるどこでも減速するような、真ん中に大きなスピードの原則のマークがついておりますが。それなんかでもつけて、そういうようにして喚起すべきではないかというように駐在さんからの話を聞いております。

だから、町の方で予算が掛かるいうてもそんなに大事のもんじゃないんですけど、学校の方とか歩道の際にでもそういうものを設けるべきではないかと思いますが。

執行部の考えをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは森議員の一般質問2、町道について、カッコ2、学校正門付近は児童、生徒、住民の安全確保からも、学校あり徐行、横断歩道あり注意等の警戒指示看板を設置すべきと考える。執行部の考えを問う、のご質問にお答え致します。

国道大方改良により、町道藩下線は現在のようなルート変更になり、片側1車線で両側に歩道のある安全な道路となりました。

町道が新しくなっても通行量はこれまでと変わったわけではありませんが、新たな町道は緩やかなカーブを描いており、かつ、入野小学校正門前で大きく曲がり、これまでと大きく環境が変わっております。

そうした環境の変化に対し安全性を確保するため、警戒指示看板等のような方法がより有効であるか、警察、道路管理者、教育委員会、入野小学校、大方中学校等と、安全対策の実施に向け協議検討してみたい

と考えています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今、検討致しますというような答弁でありましたが。

要は、新学期が始まった時点で、先の坂本議員の答弁の中にもありましたけど、取り組みとして新学期が始まってからつけるのか、やっぱり始まるまでにつけるのか。そのへん、まあ役員も代わる改選もあったりして、なかなか3月の末に話し合いというても執行部の方もなかなか多忙だと思います。けど、できるだけ早くつけていただかんと。

もうとにかく、公安委員会の方ではつけないというような話を聞きましたんで、もう当然、町道やけん管理者がつけるべきですというような指示がありましたんで。

それについては、新学期早々に学校関係と保護者関係、PTAも保護者ですかね。の関係と役場との話し合いをされて、どういうものを設置するという方向での検討に入っただけか。なるべく早いほどいいと思いますが。

そのへんの返答をお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

設置の施設に関しましては、町の方で設置をするように考えております。

ただ、先ほど申しましたように、どのような方法でどのような形が一番危険性がなくなるかといったところは、いろんな方面からの意見を聞きながら設置していく必要があるかと思っておりますので、それに関しましては言われるようにできるだけ早いタイミングではしたいと思っておりますけども、関係者が集まれるタイミングの中でどの時点でのどのようにやっていくということは、今後、早いタイミングで進めていきたいというふうには考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

分かりました。答弁として、それ以上のことは今ここで求めても結論は出ませんので。はい、分かりました。

2の3に入ります。

結構、児童とか生徒、住民の方々、今はだんだん日が長くなってきたので暗さは感じませんが、秋口から冬になりますと、ちょうど新国道の交差点ですかね、新しい藩下線と新国道の交差点から小学校にかけての間が、街灯が今の段階ではありません。で、見た目はそれほど危険性はないと思うかもしれませんが、夜遅く帰る生徒さんもおりますし、また住民の方も、時間帯によったら結構遅く歩いて上がってくる方もおいでます。

そういう方のための夜間の安全面からも、入野小学校の校門前から新国道の交差点の付近までの間に街灯の2本ぐらいが設置があれば、ものすごく安全性が上がるように思います。だから、私としては街灯設置の必要性があると考えておりますが。

執行部の考えを問います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは森議員の1、町道について、カッコ3、入野小学校前より新国道の間には、夜間の安全面からも街灯の設置が必要と思う。執行部の考えを問う、のご質問にお答えしたいと思います。

新しい町道は緩やかなカーブであり、若干見通しが悪くなっております。また、周辺には住宅等もないことから、夜間は明かりがない状況となっております。

黒潮町では、犯罪や事故をなくすため、各地区からの申請により、防犯灯の設置を必要とする地域に対しましては黒潮町防犯灯設置補助金により、設置費用の半額の補助、最大が3万となっておりますが、そのように対応しております。

防犯灯の設置につきましては、この補助を利用して地区による設置をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁でいきますと、最大3万の補助金の申請があると。

で、一つお伺いしたいんですけど。

入野小学校は番地からいくとね、あれ錦野じゃないなるがですよ。あれは確か本村の方に入る番地だと思っておりますが、で、5000番になると錦野の方の地番になって、大方高校、現在の。あこと、それから官舎がありますね。今使ってる校長官舎。あの校庭の東側の所にありますが。あこの地番5000番代なんです。で、私が区長やらしてもらいよう時分に、校長がおった関係で配り物が来るがですよ。班長に頼めんがですよ。1班だから、かなり距離があって行かないかんので。私が届けよったけど、もう途中で、もう目の前が本村の人らがおるがやけんいうて、本村にしてくれて本村の方に入れてもらうた記憶があるがです。だから、この設置については私の部落から要望を挙げたとしてもよね、地区外になる可能性があるがですよ。

ほいたら、本村の方がそこまでは要らん言われたら、今度逆に浮いてくるようになると思います。今までは藩下の道になった所のとこまで住宅があったんで、そのときも、旧道のときからどっちの分、ちょっと街灯については議論があったとこなんです。で、お前ら錦野の人かしらん通らんがやけん錦野が管理せよ言われて、そうかなということで私が区長をやらせてもらうた時分に電球が切れたがも錦野の方で買い取りましたし。また、小学校の池の所に水銀灯があったんですけど、水銀灯のそれが学校か思うたら学校のもんでもない。本村でもない、錦野でもない、ちょっと分からん状態で切れたからいうことでやっぱり、通学の子どもさんたちの安全のためにその水銀灯らの取り替えも錦野部落が、まあ自分らのとこの住民が一番お世話になりようことで替えましたんで。そのへんをはっきり区分する言うたらおかしいけど線引きしていただかんと、どっち付かずの場所になってしまうと思います、ここは。そういうところもありますので。まあ錦野が管理せないかん言うたら、それは部落の方の区長に言うていただいて、ここまでは錦野で管理してくれんかいうような話になればまた別個ですけど、今のところ地番的なものでいくと、小学校がもう完全に入野本村の地番だと思えます。

そういう関係がありますので、その地区で要望してくれ言われても、どっちかの地区に固定していただかんとその区域を、行政の方から。難しい問題があると思うんですけど。

補助金が出れば、また部落の総会とか、ある程度の金額やったら部落の方の区長判断でつけれると思います。防犯兼ねたことですので大事なことですので。やけん、そのへんの地区割りを言われるとなかなか面倒になっ

てきますし、その行政の方で地区割りをどうするかを決めてもらうか。それとも城山の住宅ができるけん城山の住宅の区域に入れるか、というようなことになってくりやせんかと思いますが。そのように今から検討して、課題を解決していただけるのでしょうか。そうせんと、今から夏場やから比較的もつといいですけど、すぐに冬か秋口で、何と10月、11月過ぎると、クラブで遅うに帰る子どもさんらもおりますので。そういうことで、早めの対応が絶対必要と思いますので。

その検討について、ひとつお聞き致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

どうしても防犯灯の範疇（はんちゅう）になりますと、枠組みとしては現在の補助ということしかございません。

その中で、地区ということで行きますと、基本的には各地区でその防犯灯を設置する中でいくと、電柱等の共架によって費用を抑えるといったことがございます。

ただ、現状で行きますと、今の現道におきましては電柱等が立ってないという状況がありますので、それからいくと、今後立てる位置に関しましては、どうしても建柱された所を考えると、城山団地がこの後電柱等が立てられるという状況が出てくると思います。そうしたところで、電柱の共架でそこが対応できるということであれば、そちらにお願いするということになるかもしれませんし、そこに関しましては団地ができてからということになると思います。

あと、城山団地の位置付けとしては、現在ではあそこだけが1つの地区という形にはならないということで、入野本村の管轄というふうにお聞きをしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁でいきましたらあれですね、そこはもう本村の区長さんをお願いして、要望を出してもらおうことかしらんできんですね。

学校関係のことなので、やっぱり学校の方がお金がないって前に言われたことがありますけど。必要な防犯灯も、その地区も結構ですけど、学校周辺はやはり教育委員会さんの方にもある程度そういう、町長の方のお金が要ることになりますけど、あいまいになる部分があるがですね。学校の前なんかになったときに。そのへんのあれは、地区じゃなくて学校から100メートル以内は学校の防犯灯というふうな考えでの設置ということは、副町長、お金がうんと詳しいけん、どんなもんでしょうか。そういうようにして、教育委員会は街灯の電気代なんかもお金がない言われたことが1回ありましたんで。その水銀灯のときに、払いよらん言われたことがあったんで。やけん、それだから、もうその学校からの正門から100メートル範囲内の所とかいうのを学校の防犯というような形で、町が直接設置するいう。教育委員会になりますけど設置するのは。

そういう考え方を持っていただけないでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

今のご質問の中では防犯灯というご質問でいただきましたので、行政区の入野本村のということでお答えをさせていただきましたが。

学校の施設として、また防犯として、位置的なもの等もあるかと思いますので、その防犯灯をどこに設置するかというところあたりを、教育委員会なりと協議をしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

ぜひ、学校近辺については教育委員会さんと協議して、保護者の方々もあろうと思えますけど。

部落いうても、意外と部落から離れた所に学校がある関係でなかなか難しいところがあると思えます。

やけん、子どもさんの安全を考えたら、どこが造っても構いませんから、ぜひ検討をお願いして次の問題に入ります。

これ、2の4は、朝、同僚議員の坂本さんが質問をして答弁をもらっておりましたけど、内容はおなじことになって、おなじ答えが出てくると思えます。この質問は、自分なりに、もう一遍答弁聞くという形で。同じことになって結構です、それは。

今回ね、新しい国道ができました。それは道幅も広いです。それに対して多くの場所で、旧町道との平面交差が多く生まれております。若干、旧役場のところでは段差がつかますかね。ちょっと新国道の方が高いかなという感じには受けてますけど。

同じことであって、横断歩道がつくようなことは、坂本さんの質問に対する答弁でお聞きしておりますけど、信号機、押しボタンでもないし渡れないがじゃないかというように、私は考えます。その信号機の設置がなかなか難しいので、何か早咲の入り口と、旧役場のとこと、そこの錦野との交差点。それと、芝の所へ出る所の4カ所は設置というように聞いております。

けど、旧道のあれは意外と多いのが、大方郵便局から浜の宮へ抜ける道。ここも意外と交通量はあると思えます。それと、早咲の、こちらから言うたら一番入口になりますけど、球場へ抜ける道。ここは比較的、交通量があるところだと思います。それと、今一番心配してるのは役場の入り口なんですけどね。ここは信号つかんというようにお聞きしましたんで。ここは、東から来たら上りながですよね。で、ちょうど交差点のちょっと手前から下りになるという、割と見通しが悪いところになると思えます。恐らく、右折ライン造るからその心配ないということだと思いますけど。そのへんを含め、同じ答弁になると思えますけど、どのように安全対策。

言われませんがそればあじゃなしに、まだこんまい小路みたいなながも交差。まだ通ってないけん分かりませんが、あの新しい道路に交差する箇所は最低それぐらいですか。場所として、私が今言うたように、交差点に信号のない交差点で町道と交差する場所ですよね、新道が。ここも町道から下りてくるようになるけん、ここが1カ所。それからあの向こうもあるけん、1カ所、2カ所、3カ所、4カ所、5カ所だけですかね。

その数と、その安全対策いうものをどのように考えられるかということで、答弁お願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

通告書に基づきまして、森議員の、町道についてのカッコ4、新国道に安全面から信号機の設置が必要ではないかについてのご質問にお答え致します。

大方改良事業による新たな信号機の設置は、早咲地区の現国道と大方改良の分岐点、旧黒潮町役場本庁前の駅前交差点、サンシャイン大方西側の新たな町道藩下線の交差点、そして、芝地区の現国道と大方改良の合流点の、計4カ所でございます。

この4カ所以外の交差点においても、地域からの信号設置の要望が出されているのも事実でございます。その旨、高知県公安委員会へも信号機の設置を要望しているところではございますが、現状では新設することにはなっておりません。

町と致しましては、今後の国土交通省の交通量等の調査結果を共有させていただきながら、引き続き粘り強く要望をしてまいります。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

それはよく分かりました。

やはり、住民の安全性を考えた行動は取っていただきたいと思います。

それと、もう一点このところで、旧国道でサンシャイン東側の歩道橋の所の信号機。これは前に聞いて私は分かっておりますですが、住民の方が、あこがないなるとかいろんうわさが言うたことながよ、そやから再度確認なりますけど、国交省の方では今のところ、歩道橋の所の信号機ののけるということは考えてないというような解釈でよろしいのでしょうか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

サンシャイン大方前の信号機については、現状のままでそのままでございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

はい、分かりました。

そのように言うときます。皆さんに。

それと、3問目に入ります。福祉問題についてをお伺い致します。

これはほんのこの間のことなんですからあれですけど、同じことの質問になります。けどこれ、自分の私的なこととなりますけど、これは自分の義理の父親をモデルとして、こういうことだからやっぱり必要でないかということで、うちの義理の父についてのこの内容で必要性が分かっていたかというところで質問させていただきます。そのうちの義理の父に、どうのこうのじゃないんですが、2月の初めに、義父が補聴器入れちよう方も全く聞こえなくなったということで、もうとにかく音のない世界になったがです。ほんで、原因が分からずに音が聞こえなくなった。これは困ったねということで役場へ来て、耳鼻科の方の障害認定をもらうための用紙もらって、耳鼻科の方で標準、純音いうんですか聴力検査を受けた結果が、それも原因が、暮れにインフルエンザのAやあって、9度5分ぐらいの熱が2日か3日続いた結果、中耳炎を起こして膿がたまって聞こえなくなっしょうがで。ほんで穴を開たら音が聞こえだしたけど、まあ補聴器のあれでは調整効きましたけど。

そのときの結果表を見たがですけど、これ今現在でも補聴器の電池が切れたら、もう全く会話が整わんがですよ。家の中で。えっころ大きい声で耳元でしゃけらん限り会話ができません。ほんで補聴器の電源を入れ替

えて入れると、普通、まあ片側ですけど、ちょっと高めの音で生活ができます。

私が一番危惧（きぐ）しちょうのは、結果的に、結論から言いますと両方共の耳がぎりぎり、その障がいの範囲には入らないということが出てます。1回では駄目ですので、あと2、3回目受けて結論が出ますけど、1回目のあれではもう聞こえてない方の耳でもぎりぎり。60切れちよってどうのこうのいうて言いよりましたけど、それでも当たらないというような話になってきております。

それ考えたときに、耳がちょっと遠くなった人の、高齢になったらなりますので。そういう方々のために、地域で楽しく生活するには、やはり耳が聞こえるということも大事なことやと思います。それで、高齢で外出せん人もおるとは思いますけど、それ以上に問題は、出るにも、出ても会話ができないということで。この間も言わせてもらいましたけど。やっぱり地域で、みんなと楽しく会話ができるということは大事なことやということをよく分かりました、今回のことで。

だから、今、国の制度でありますように、18歳以下の軽度の方にはちゃんと補聴器購入の補助制度があります。3分の1負担せないきませんけどあります。そのように漏れた方いうんですかね、障がいにならない方にも、やっぱり18歳以上の方でも、地域の社会の中に溶け込んで生活していく上には大事なことやと思うし、耳が聞こえんということは、交通面からもものすごく不利だと思います。後ろから来られた車なんか全く聞こえない場合もありますので。そういうことを考えたときには、付ける人付けん人、いろいろあろうかと思いますが、やはりちょっと難聴になった方の高齢の方には特に必要やと思ったもので、再度、予算がないというかほかのところがやってない。予算的にも負担が掛かるので、それをどこで線引きするかということでありました。けど、検討をやっぱりやっついていかんと、そういうように耳の聞こえんことでの生活不自由してる方に対して、やっぱり何か支えていただきたいかなということ。

うちの義理の父は、もうここでお世話になるまで持つかどうか分かりませんが。年齢も99になりますので、今年も。それで耳が聞こえざっても、それは不都合ない範囲かもしれないですけど、もっともっと若い方で、70代でも耳の遠くなった方がおいでます。そういう方に補助制度があればという気持ちでお伺いしておりますが。

再度、本当に、1、2年のうちにそういう制度を作っていくという考えがあるかないかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の3、福祉についてのご質問のカッコ1、軽度、中等度の難聴高齢者への町独自の助成制度について、通告書に基づきお答え致します。

先の12月議会の答弁と重複することをご承知いただきたいと思います。

12月議会では議員から、比較的軽度、中等度の難聴の児童へは、言語発達の機会を損なわないように、また高齢者の生活の質向上から、自治体が独自の助成制度を整備されている。町においても、児童が対象だが高齢者についても対象にすべきと思うが執行部の考えを問うのご質問に対し、答弁と致しまして、軽度、中等度の難聴の児童への補聴器の購入助成制度は、県の補助事業により黒潮町難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき助成を行っております。町独自による高齢者への補聴器購入助成制度につきましては、町独自の高齢者の生活向上のための助成制度と致しましては、年齢を重ねるとともに身体や視覚、聴覚、四肢などに支障が出てくることも多くなるとは思います。難聴の方だけではなく、視覚、四肢など、支障が出てきた方はどのようにするか、対象者や支給、資格判定など、課題が多くあると思います。

また、現在、県下で実施している市町村もないことから、近隣市町村の状況や県の動向を見ながら、町と致

しましても高齢者の生活向上の観点から検討したい、と答弁をしております。

そこで、検討した結果、障害者総合支援法による補装具費支給制度がある中で、誰もが同じように年齢を重ねるとともに、生活する上で身体や聴覚、視覚、四肢などに支障が出てくることも多くあると思われます。

難聴の方だけでなく、視覚、四肢など、支障が出てきた方をどのようにするか。対象者を聴覚、視覚、四肢でよいのか。軽度、中等度の身体に支障が出てきた方を対象者全員とすれば対象者が多く予想され、財政的にも困難であり、高齢者の生活向上のための優先順位をつけることもできず、助成対象者を絞り込むことができませんでした。

また、障害者総合支援法による補装具費支給制度は自立支援を目的であり、生活の質向上を目的とするものではございませんが、身体状況に応じ必要があれば、障害者総合支援法による補装具費支給制度のご利用をいただきたいと考えます。

以上のことから、町独自の軽度、中等度の難聴高齢者の生活の質向上のための助成制度は困難と考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁ですけどね、全てのものを一遍にやろうと考える。それは公平で一番いいことでしょう。

けど、どっかのモデルをつくり、そのモデルを基本にして横へ広げていく方向もあるがじゃないでしょうか。言うたら、中程度の難聴の人を基準にして、今度、目の悪い方とか足の悪い方とか、いろんな障がいを持った人のレベルについても、その等級についても、横へ広げていく。全部一遍にするとなかなかかかるけど、一つのことをまずモデルとしてやってみて、そのモデルの結果、この場合はこうやったとかいうように持っていくべきじゃないろうか。

生活がどうのこうのとかいう、生活の何か言うたかな。の面のとか、ちょっと聞き漏らしたところがあるけど。耳が聞こえんで、社会の外へ出なくなるということ。そうすると認知も進むし、なかなか人との会話がかみ合わんなったら家の中へこもりますのでね。

で、健康福祉課の言うように、健康で高齢、年を取っても健康でおってくださいというんだったら、それもやっぱり。耳が聞こえんだけが障がいじゃないのわかります。目の不自由な方はまだ悪いと思います。手で行く。どんどんどんどん目が、手術もできんならばあ悪うなってきた人らも。ほんで、これでもう最後、目が何かあったらもう手術できんよと言われてちょう方も聞いております。その方らもいろいろあると思いますけど、やはりあなた方が外に出て元気なお年寄りでおってくれというんやったら、耳の聞こえんで部屋の中へこもる人のことも頭に置いて。

それで、私が思うには、何もかも一遍にする、公平にする、一番ええことです。けど、それやったらいつまでたっても何を基準にするか分かんないと思いますので、やはり基準を設けるということで取り組むべきだと私は思っております。

その、取り組むかどうかだけ。そういうことを検討じゃなくて、こういう方がおったときにこれぐらいの予算が掛かるとかいう、モデルの試算をしてみる気もありませんか。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほど答弁で、一遍に今、歳を重ねれば聴覚、視覚、四肢ということで対象者をどこに持っていかということで、高齢者の生活向上のための優先順位。どこを先にいうところもなかなか、つけることもなかなかできませんでした。

それで、一応財政的にも、全員をとということでお答えをしたんですが困難であるということで。

一応試算としてですね、平成31年の2月末で65歳以上の人口が4,869人おります。そこで視覚の、眼鏡ですね。ここでかなりの割合で眼鏡を掛けている方もおりますが、少なめに3割として、補聴器利用者の方を0.5割くらいとして、また、つえ利用が1割として、●として試算を致しました。

単価と致しましては、眼鏡、それから補聴器の単価も、障がいによる補装具支給単価の最低限と致しまして、また、つえ単価をインターネットによる単価ということで試算をしたところ、それで町の負担率を黒潮町難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱と同様に、町負担を3分2と。ほんで、個人負担を3分の1として試算を行いました。その試算によると、合計額が約2,400万となっております。

一応、一遍にやるのじゃなく、どこに支障が出てきた方から順次ということですが、なかなかその順位をつけることも難しいということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

そこまで試算しちょうということですけど。

やっぱりほかの市町村がやってないでなくて、町単で、これ掛かる部分をどう調整するか、5割にするとかいう。3分の2見るがじゃなくって、50パーセントにするとか言うような方法もあると思います。

まあ、また検討しておってください。いうても、私は残れるかどうか分らんことですので、次質問できるかどうか分らんけど。

次の質問へいきたいので、すいません。ここで時間取れませんので。

4問目に入ります。これ、税についてをお伺い致します。

年金で生活されてる方には、年6回年金が支給されます。ほとんど65歳の以上でしたら、年金をもらってる方が多いと思います。

その方たちにとっては、この年金は必要な生活費であると私は考えておりますが、執行部の考えをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは森議員の4、税の滞納、徴収についてのカッコ1、年6回支給される年金は生活費であるかについて、通告書に基づきお答えします。

年金につきましては、食費、高熱水費、被服費、医療費、税金等の効果費等の支払いに消費をされている方が多いのではないかと思います。

しかし、年金を受給されている方でも年金以外の収入、例えば、給与収入、商売や農業をはじめとする各種事業をされている方は、事業収入や不動産収入などによる収入で賄っている方もおられます。

併せて、年金を受給されている方については、年齢により満額または繰上受給、また、受給額ならびに厚生年金や個人年金の加入、および、先ほど申し上げました年金以外の収入を含めて生活実態や収入など、年金は生活費であるかについては、個々の事情により異なると認識をしています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

そうね、ちょっとこれ絞ってなかったけん、こじゃんと広うに取ってくれたね。私はそれほど広うに取ったつむりの質問じゃなかったんですけど。

いわゆる年金だけの、かしらん収入のない方。ね。ほかにバイトしようかも知れん。それは、そんなことまで言いよってたら訳分からんになりますので。いわゆる生活夫婦、その年金のみを頼っちゃう人。この方々にとって、あなたは言いましたよね。税払うがとか、水道代、光熱費。それには、ご飯も食べないかんし、交際費も一定は要りますよね。だから、年金だけの受給の方。それは収入があったらこんなこと問いませんよ。けど、年金のみの収入かしらんない方。結構おるでしょう、役場でも。役場やない、ごめん。役場はまだ今からもらうがやった。今はない。納税に、税金のあれにしたときでも、お宅は年金のみやけん分かりますからいいですよ、申告せんでもいいですよと、今は言ってくれますよね。前はせないからったけど。その年金だけの生活のときの人のことを頭において言うてなかった私が悪いんですけど、それは生活費だと私はとらえてますが、役場としてはそれほどのようにとらえて、あなた方はどうとらえますかと。生活費でない方はないで結構ですけど、私の生活費だと思いますが。

年金のみの収入。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

年金と言われましても、国民年金、また厚生年金、企業年金、個人年金がありますが、森議員が言われますように国民年金のみの方になりますと。

（森議員から「ちょっと待って。かまん、議長。ちょっとね、かまん、ちょっと」との発言あり）

（議長から「答弁、先してください」との発言あり）

国民年金のみの方になりますと、支払い金額が約 78 万円になります、年金。それになりますと、先ほど答弁しましたように、生活費の一部になってるとは考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

厚生年金が入りよろうが国民年金だけじゃろが、どんなに言うてもそれ入ってきようお金は、私は生活費だと取っちゃうがです。

あなたみたいに、ほいたら国民年金は生活費であって、厚生年金とか個人年金は、自分が働きようときにことごと掛けてきて、そのお金は。けど、これも税の対象でしょう。入ったら、個人年金は。掛けた金額引いた分は利潤として上がってくるから、その半分とかが所得になるとかいう計算方法があるでしょう。私の言い

ようがは、そんなもののけて公的年金、それは生活費じゃないですかということを問ひようがです。

ほいたらあれですか、厚生年金が入りよう方々は、それは生活費じゃないということの解釈でいいんですか。それで暮らしよう人。私の言うのは、それ以外に収入がない方の収入は厚生年金であれ国民年金であれ、生活費でありませんかということをお伺ひしたつもりですけど、お宅は国民年金とか厚生年金とか全部分けて取ってきようけど。確かに、厚生年金も多かったら税金払われますよね。けど、その方にとってもそれは生活費でしょう。ほかに収入がなければ。

そこを確認取りようがです。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは改めて、再質問にお答えします。

森議員が言われますように、年金の部分は公的年金、こちらについては生活費の一部と思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

4 の 2 に入ります。

納付期限後、いわゆる税金のあれで 20 日過ぎると督促状を役場から郵送し、その後、その方が何も相談もなく長期滞納者の方には、催告書兼差し押さえ予告通知書を郵送。

その郵送の方法についてをお伺ひ致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それではカッコ 2 の、督促状や催告書兼差し押さえ予告通知等の送達方法についてお答えをします。

書類の送達方法につきましては、地方税法第 20 条 2、地方団体の徴収金の賦課徴収方法または還付に関する書類は、郵便もしくは信書便による送達または交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、または事業所に送達すると規定をされています。

本町におきましても、当然、この規定に基づき送達をしています。

具体的に申しますと、納付通知書や督促状、ならびに催告書兼差し押さえ予告通知書は普通郵便で、また、差し押さえ等に関する書類は配達証明郵便で送達をしています。

なお、県税や県内の自治体も、納付通知書や督促状、ならびに催告書兼差し押さえ通知書も、同様に送達をしているとお聞きをしています。

また、納付通知書には納付期限を過ぎれば督促され、財産の差し押さえについても記載をしています。

なお、国税徴収法ならびに地方税法には、督促状は納付期限までに納付がなければ、納付期限後から 20 日以内に発しなければならぬとの規定もされています。

また、その後 10 日を過ぎて納付がない場合は、徴税吏員は財産を差し押さえなければならぬとの規定もあります。

ご質問の、督促状の送達を何も相談もなく、催告書兼差し押さえ予告通知書を送達することについてですが、納税相談は随時受付をしています。

未納をされている方のうち、催告書兼差し押さえ予告通知書を受け取られた方の中には、納税の逋通（しょうよう）や納付相談につながっていますが、全く反応されない方が少なからずおられます。税金は納税義務者の持参債務であります。決められた期日までに納付が履行できない特別な事情がありましたら、町に連絡をいただいています。

納付相談の内容には、災害や病気等により収入が不安定になる方もおられます。そのような方には、生活の状況に応じて納税の認識の確認をしていただきながら、例えば、社会福祉協議会が取り組んでいます生活相談支援事業の紹介や分納相談についても行っているところです。

総論ではありますが、憲法第30条には、国民の三大義務の一つであります。国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う、ともうたわれていますので、納期を過ぎた税金の徴収方法についてご理解をいただきたいと思います。

なお、黒潮町の平成29年度の徴収率は、現年度分で98.6パーセントです。

町税は、黒潮町が行う行政サービスの財源となっています。町税の収入が少なくなるということは、住民サービスにも影響が出ることも危惧（きぐ）をされます。納付をいただいている98.6パーセントの方々には、収入が年金のみの方もおられます。その方々からは、税金は国民の義務だから未納にならないよう気を付けている、とのお話もお聞きします。

税務担当職員としましては、納めていただいています98.6パーセントの方々に主眼を置きながらも、徴収率を向上を図るためにも、特別な理由がない方については滞納処分を行っているものです。

なお、滞納処分につきましては、町広報誌にも掲載をしています。平成30年度は、平成30年7月号、平成31年2月号に、黒潮町は滞納処分強化に取り組んでいますとの見出しで、滞納処分の流れについて掲載をしています。この記事を読まれた住民の方々からは、問い合わせもあり、また、未納となっている方からも連絡をいただき、納付につながっている現状もあります。

以上のことをご理解願いたいと思います。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

私は送り方だけを問うたがやったけどね、長々といろいろな税法のあれから、国民の権利から、教えていただきましてありがとうございます。

問うたがは、どういう方法で送ってますかということをお宅にお伺いしたがであって、それ以外のところは全部余分なことですよ。質問は、私がどうやって送りようかというて問うただけです。

今の答弁でいくと、配達証明付きで送ってるということですよ。

ところが、住民が受け取った、受け取ってないいうたときに、やっぱりそのちゃんと。これ問うたのは、実際に役場は送りましたと。うちには送ったあれがあるから送りましたよと。だから、住民の方は受け取ってないという。それで、窓口でどうもいざこざが起こったみたいなが。実際に。

局の関係やったら、配達記録付きというような方法があって、ただ簡易書留で送るがじゃなくってよね。簡易書留やろうか、そのへんは分からんがですけど。配達証明付きますのでね、書留でも。

私、バイトをやった関係があるので、裁判所から来るやつなんかやったらもう住所一つ間違うて、受け取ったとこの住所の番地が一つ間違うたら裁判所から怒られるようなもんで、自分、配達してありましたんで、やるんだったら確実にその。

局で問うと、一般書留配達証明書付きて、これ高くなりますね。820何円なんかする、一通が。けど、こ

ういうようにして必ず誰が受け取ったかという証明を役場の方に保管せんと、ただ配達証明でやったときに、恐らくこれでやりようと思うがやけどね、役場の方も。大事なもんですので。とにかく、窓口の担当の方がやり玉にならんように。その方らがつぶれます。その滞納した人との間で揺さぶられますので、つぶれますので。もうほんと、嫌になってくると思う、職場が。

そのためには、送ったがは役場ですから分かります。けど、確実に届いたという証明も両方持ち合わせて相手と話すという方法にしてあげざったら。今はどうも、受け取ってないというような形で、届いてないというような形で逃げられようみたいですので。その経費が掛かるかもしれん。けど、やっぱり部下が仕事上困らんようにしてあげる。それが大事やないろうかと思うて、この間つくづく思ったんです。話させてもらうときに。

そのように、送ったがは役場ですから、何月何日が出ますでしょう。で、ちょっと経費は掛かるかもしれませんが、部下の方々が仕事がやりやすいように、必ず役場の方に誰それが受け取ったという証明が来る。そういうもので送ってあげるようにせないかんと思いますが、その取り組みができるかどうか。もう、ほんまに部下のことを考えてあげてください。下の一番、窓口で、住民、特にその住民との払う払わんのところで接する職員さん。その方の健康とか、精神的にもかなり苦痛だと思います。来た方は言いたい放題言うかもしれませんので。それを守ってあげるためにも、きっちり、何月何日誰それが受け取ったというような証明が付くもので送るべきだと思いますが、それに取り組む考えがあるかどうか。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

現在、先ほども言いましたように、差し押さえ兼催告書につきましては普通郵便、82円の郵便で送っています。その分につきましては、年間約800件程度送達をしています。差し押さえ通知については、

中には督促状も受け取ってないという方もおられるんですが、そこまで行くと年間1万通余りの通数になってきますので、税務課が所管をしております4税、住民税、軽自動車税、固定資産税、国保税、この4税のみでも相当な量になります。

今、議員が言われましたように、書留でいきますと800円ぐらいになってきます。

町については、配達証明郵便プラス310円の部分で送って、ご家族の方が受け取ったということでの配達記録は取っているところです。

金額から言いますと、発送数等考えますと現在の310円の配達証明郵便、こちらで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

全部のことの、督促までとかね、そんなことじゃなくて、いわゆる催告書兼差し押さえ通告書ですか。

これ、出す件数いうてわずかでしょ。年間に。600通も出す。どればあ出す、それを。払わざったら押さえるぜという。ここはもう、えっころ少ないと思うが。件数が。その分だけでもそうしてくださいよということです。そこを頭の中へ入れてちょっとください。もう時間もないなりよりますので。

今、ここからの質問については私、滞納している方を擁護するものではありませんので、そこだけご理解

願いたいです。執行部の方も。滞納しよう方を守るための質問ではありませんので、今から言うことは、そこだけご理解をお願い致します。

なぜかいうたら、真面目に払いよう方に対してものすごく不都合になりますので、そのところは私は擁護するつもりはないけど、あなた方がやったということだと思しますので、この方法が果たして適当かどうか。

先ほどもしつこく、年金だけの収入は生活費ではないかということをしつこく問うたのは、この4番に来るためのものであります。まあ、これは相談受けたがですけど。

今回、年金のみの生活でやってる方から相談がありまして、それも、しかもかなりの滞納やったと思いますけど、長年やっておるようです。滞納を。

その方が、年金支給日に金融機関に行きましたら、ATM機で全て引かれてた。口座はそれ1個かしらんないけん、そこで引いちゃうと思います。恐らく役場の方も、その方の家族、ご夫婦だけですから、その家族がおるがやったらその家族の口座は全部調べちゃうと思います。どっち側でも取れるところは取ろうと、できると思います。

ご主人がリストラに遭ってから体壊して、もう全然、10年ぐらい働けてないと。私はその中でも払ってる人は払ってるんだから、その相談にも行ってないことについては疑問に思うし、また擁護するつもりはありません。相談に来てないんですから。

けど、年金支給日に銀行へ行ったら、で、引こう思うたら、もう全額引かれてたから生活ができんと。これ、半分ぐらいでも戻してもらえんかと、相談事でしたけど。その方も、一遍役場へ来ちよったみたい。そういような話で、何とかならんかいうことで、で、行って確認なんか来たら、そういうて言いようけど戻せるかねと言うたら、そういうようにいったん徴収したお金を戻すという方法がありませんということで、50パーセント戻すとか40パーセント戻すということではできません、ということだったんです。

自分の方が、相談してもできんもんはできませんよね。誰が行ったか。その戻すこともできないということとは分かります。分かったがですけど。

私は、生活給、年金も私の頭の中では、それ以外に収入がなければ生活給だというふうに考えておりますので。それでいくと、私の方の考え方が古いがもしれませんが、昔の話で聞くところによれば、生活給というのは全額を押さえたら駄目ですよ。40パーセントまでかしらん押さえたらいけませんよというように。生活ができんなるから、総額の40パーセント。これは特に月給で生活しよう人が、仮に差し押さえがあった場合、給料を。そのときには、40パーセントまでは押さえていいですよ。60パーセントは生活費として、家族もおることだから駄目ですよというように、40パーセントしか押さえれんというように認識しておりました。

まあ、法的に全額可能がもしれませんが。その口座から。ちらっと話したときに、口座へ入ったものやから、それは口座から引き落としましたというように、部下の方は話されましたけど。これ全額、まあ法的可能と言われました。全額引き落とすことも。まあ、滞納しちゃうが悪い言うたらそこまでです。けど、まずこの方にしてみたら、私はできたとしても、それ問題点があるがやないかなと思うんですよね。2カ月前まで、年金は入りませんよね。実際にそれがあつたというあれで私、質問しておりますけど、やっちゃんと思しますのでそれは、2カ月前、何で食うが。借金するかしらんないですよ、どっかで。そういうことは、また余分に払えんってくるという悪循環。まあ、その方々が悪いのはやっぱり、一番悪いのは相談に来てない。分納の相談もしてないということだと思します。ここまでやるいうことは、恐らく。そんなに、こういうことはできないんでしょかと思しますけど。

とにかくまず1回目に、もうないけど。口座から全額引き落とすように聞いておりますが、その事例。2

月かな。に1件あったかとか、件数は聞きません。やったかやってないかだけ。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それではカッコ3、年金生活者で未納をされている方の預金の差し押さえ、ならびに差し押さえ額の規定についてを、通告書に基づきお答えします。

私たち自治体職員には守秘義務があります。今回、一般質問の未納をされている方の預金の差し押さえの内容については、徴税吏員にありますが税務職員も同様に、地方税法および地方公務員法、ならびに個人情報保護法に規定する守秘義務に抵触するのではと考えていますので、個別事案についてはお答えをできかねます。

なお、日々の業務につきましても、各種法律に基づいて執行をしております。賦課徴収業務につきましても、国税徴収法ならびに地方税法等の規定に基づいて執行をしております。

議員が申されます生活給の差し押さえは40パーセントまでとの認識、ならびに法的には全額としても問題とはいくつかご質問にもありますが、国税徴収法や地方税法には規定はされていないと認識をしているところです。

また、滞納処分につきましても法律に準じて対応をしています。

併せて、預金の差し押さえの額につきましても、全額差し押さえをした案件も中にはあります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

こんなして一遍に押さえることをして、まあ、相手の生活考えてないねということになってきますよね。

まあ確かに、納めてない方が悪いです。相談に来てない方が悪いです。悪いですけど、その家庭の中にその口座かしらんないもので口座から全て引かれたら、家賃も払えん、水道代も払えん、何も払えんという、ないない尽くしになりますよね。電気で見りゃふた月、ガスでもふた月。じゃけん、入ったときに納めたら1カ月、ほいたら切れることはないと思います。

けど、なんぼ払ってない人が悪いってもよね、全額を引いていうこと自体のその行為が、法的に間違っていないと言われても、行政としてそれ許されるのかなという。ちょっと行き過ぎではないのか。なんぼ法的に構いませんと言われても。相手も相手で、それは相手のことは分かりませんよ私も。けど、相手も全額を引かれました言うがやけん、うそじゃないでしょう。あなた方もありましたということですから。個人名は聞いてませんので、それはそれでよろしいですけど。

そんなにして一遍に引くのではなくって、年金の3割とか4割をずうっと、入るたんびに落としていくことはできんがですか。その方がもっと確実に、差し押さえいうかそういうことができればよね、滞納が減ると思うんですよ。そのような方法を取ってあげん限り、ほんと年金だけで生活しようもんにとってみたら大変なことになると思います。

行政だからできる、法的に間違っていないからいいんだということで行くと、ほんと、一番気の毒ながはあなたじゃないです。窓口です。窓口の方々が、えっころと言われてと思いますよ。全額引かれた方には、やっぱり窓口で働く職員さんが困らないような方法を取ってあげるということも、一つのあれやないろうか。職場を守っていく、その職員を守ることになるがやないろうかと思います。

ここで伺い致しますが、どうしても一遍で取らないかもんでしょうか。それとも、その方の滞納があるけ

ん年金が入るたびに3割程度か4割程度を押さええらしてもらうということのあれは、分納形式はできんがですか。そういう差し押さえ形式は。それをやらん限り、まず、2月は取ったけど4月は取らざったら、絶対払いに来るとは思いませんので。そうやって1回にやるがじゃなくって、分納形式の引き落としができないものでしょうか。相手の承諾が要ることになる。それは法的にできるようなものにせん限り滞納は減らんとは思いますが、いかがなものでしょうか。

答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

議員が申されますように、生活が厳しい方の納付方法ですが。先ほどの2番でも説明をしたところですが、その生活の状態に応じて分納相談を受付をしております。

その際には、毎月幾ら払うとかですね、その金額提示して、それで納めてもらっています。

ただし、一定の条件については、あくまでも未納額が減っていること。そして、当年度の分が減ると。収めると。そういう前提の条件を基にお話をさせてもらっています。

金額、その方の状況によってなかなか厳しいという部分もありますが、一定、1、2年内には完納ができると。そういうふうな一つの目標を持ってですね、分納制約をお互いに確認をして納付をしていただいております。

それで、その履行されない場合、1年あまり全く履行がされない場合とかになりますと、今回申し上げます差し押さえ等を行うということになっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

もう1分です。もうないかもしれませんが。

差し押さえも結構ですけど、相手も生きておるんですから。なんぼ法的にいいからといっても、度が過ぎたことをやっていると行政に対するほかのあれが出てきます。そのへんも考えての行動を、差し押さえするんならするでやってもらわんと、もう餓死でもされたときには大事になりますので。そのへんも考えての。

だから、私は分納で集めたらいかがですかということですけど。まあ、来てない本人が一番悪いと思います、これは。相談にも。

これから、時間もないのでここで終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、3時45分まで休憩します。

休 憩 15時 29分

再 開 15時 45分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番 (宮地葉子君)

それでは通告書に基づいて、災害対策について、今回は1点だけ質問を致します。

これまでは災害対策の質問は、町の施策もありましたから、それに沿って地震、津波についての内容が中心にやってきました。

住民の声を届けながら、対策の取り組みに始まり、避難をした後の避難所での問題で避難所の民主的な運営を含め、女性の日や声を反映する取り組みの提案もしてきました。

また、復興において罹災証明書の発行については、幸い自宅の全壊は免れはしたものの、生活するためのさまざまな問題があっても仮設住宅に申し込む権利がない自宅避難者の切実な問題など、災害で見過ごされがちな少数者、弱者の方たちへ手を差し伸べてほしいという思いがあって、これまでいろんな方向で質問を行ってきたような思いを持っています。これは今回質問を致します、豪雨、土砂災害にも生きてくると思います。

今回、質問は特に、近年問題となって浮上してきました豪雨、土砂災害に注目して取り上げました。この問題は、今回で3回目になります。

地震津波災害より数段頻度の高い豪雨、土砂災害は、今の冬場は少し住民の関心が低いかとも思いますが、夏場には大変身近な災害として、特に近年の日本列島を襲った災害は、住民としても見逃せない課題として不安の声も挙がっています。

婦人会でもそのような声があり、今年度の黒潮町婦人大会では、情報防災課の徳廣課長とともに村越係長にもお越しいただき、黒潮町降雨(豪雨)土砂災害の取り組みについてという内容で、プレゼンを使って大変分かりやすく丁寧なお話しをしていただきました。

一昨年も、近年にない豪雨災害が日本列島を襲いましたが、昨年にもそれに劣らず、全国で予想もしなかった災害に見舞われました。7月の西日本豪雨では、幡多地域でも大月町や宿毛市で、死者も出る、記憶に新しい大きな被害が出ました。

先ほど言いました町の婦人大会での豪雨土砂災害の村越係長のお話では、あのとき、ほんのちょっと雨雲が黒潮町の方を寄っていたら、黒潮町は大きな災害に見舞われても不思議ではなかったと。役場の方では警戒をして待機していたと。そのようなお話お聞きしまして、私はこういう大きな死者が出るような災害は黒潮町は今までなかったものですから、ないものだと思ってましたけど、そういうお話をお聞きして、ああ、常にそういう危険性があるんだなあということを知られまして、身の引き締まる思いでお話を聞いたことでした。

豪雨、土砂災害は、それぞれの地域の状況でそれぞれ違う難しさがあると思いますが、町では既に、モデル地域もかきせ地域に作って、何度かワークショップも行き、豪雨、土砂災害対策に取り組んでいるとお聞きしました。

カッコ1の、最初にその内容と、進行状況をお尋ねします。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

それでは、宮地議員の一般質問1、豪雨、土砂災害について、カッコ1、モデル地域を作って対策を立てていると聞くと、進行状況を含め内容を問うのご質問にお答え致したいと思います。

平成30年7月豪雨は、高知県西部や愛媛県で甚大な被害が発生しました。このような災害はどこでも起こり得ることでございまして、決して対岸の火事ではないと考えております。

本年度は、馬荷、大方橋川、御坊畑の3地区を、蛸瀬川流域を1つの地域とし、洪水、土砂災害防災に関するワークショップを開催してきたところでございます。

東京大学特任教授の片田敏孝教授、京都大学の矢守克也教授と、京都大学防災研究所の協力を得まして、3回のワークショップを開催したところでございます。

6月16日に、第1回のワークショップを開催致しました。

そのワークショップでは、洪水、土砂災害とはどういったものかということを知り、自分自身の安全を確保するためにはどういったことが必要かということを知ったところでございます。

続きまして、8月1日には2回目のワークショップを開催しております。

それぞれの地区の危険箇所を共有するため、過去の災害箇所等を図面に書き出し、危険な状況はいつで、いつ避難を開始するのか、どこに避難をするのかといったことを話し合いをしたところでございます。

参加者からは、簡易雨量計で雨量を測るようにしようとか、橋げたにマークを付けて、そこに来たときに避難のタイミングとしようといった、積極的な意見が多く出てきたところでございます。

11月2日に、3回目のワークショップを行いました。

そのワークショップでは、いつ、どこに避難するのかを話し合い、避難するタイミングや、避難所だけではなくて個人宅も含めた安全な避難場所について協議をしました。

ただ、この3回目のワークショップだけで取りまとめということまでは至ってないところでございます。

そうしたことから、今後もう一度ワークショップを開催し、住民の方皆さん、自らで考えた、各地区の自主避難計画を取りまとめて、その後に避難訓練の実施を行う予定としております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

モデル地域で3回ワークショップをして、かなり具体的な内容でお話されているというようなことをお聞きしました。

それではもう、ここまでききましたのでカッコ2に入りますけど。

今回の3月議会にも、土砂災害対策支援業務委託と、721万5,000円が計上されておりますけど、これが豪雨、土砂災害のワークショップの予算なのかどうかは分かりませんが。

これらを含めてですね、今後の対策をお聞きします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、宮地議員の一般質問1のカッコ2、町として今後の豪雨、土砂災害の対策を問うのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われました予算に関しましては、土砂災害のワークショップを行うといったところに充てるという予算で挙げております。

それに対しては、モデル地区として今年度取り組みましたかきせの取り組みを、土砂災害の恐れのある全ての地区で今後実施したいというふうに考えております。

町内の小学校エリアを基本としまして10から11のエリアに分けて、平成31年度は2段体制で、各2エリアとして計4エリアでワークショップを開催する予定と考えております。

自主避難計画は、作成して終わりではなく、常に見直し、さらには地区防災計画に組み込んでいく必要があると考えております。この一連の取り組みを継続して行えるよう、土砂防災のプログラムを作成する予定とし

ております。

また、本年度、高知県による土砂災害警戒区域の指定が町内全域で完了する予定となっております。自分の住んでる地区の土砂災害の危険個所を知っていただくため、簡易なものになるかと思いますが、土砂災害警戒区域を記したハザードマップを作成し配布していく予定でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

1 回聞いてすぐはちょっと分かりづらいんですけども、計 4 カ所のワークショップをしていくということでしたが。

場所は言われませんが、今は言われなかったですけど、それは、構わなければ教えていただきたいのと。

それからですね、前に課長がお話ししてくれたのでは、このワークショップの中へですね、豪雨や土砂災害について住民がまず話し合っ、その状況を知ってもらって、一定のルールづくりが必要で、そのための判断基準を提供したいと。役場としては、判断基準を提供したいと。そういうことが全部網羅されて、それを、次のかきせがモデルになって次の所へ行くんでしょうか。

それともまだ、もうちょっとかきせの方で、不完全さもありながら、作りながら次の所に移っていくんでしょうか。

ちょっと、そういうところをお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

来年度の実施地区に関しましては、まだ確定をしておりません。

今後、昨年度お世話になりました片田先生、矢守先生等と話しながら、来年度のどこ地区に入ってどのように進めていったらいいのかといったところを、今後詳細を詰めて、実施地区については確定していきたいというふうに思っています。

あと、蛸瀬川流域に関しましては、もうほぼ自主避難計画というのは出来上がってる状況で、あともう少し詰めなくてはならないところがありますので。

もうほぼ蛸瀬川流域に関しましては、計画はもう出来上がってるものと考えておりますので、そこを持って次の段階に行くということではなくて、今までやってきたことを引き継ぎながら、蛸瀬川流域の自主防災計画的なものもお示しをしながら、そういったところで次のエリアに入っていきたいというふうに思っていますので。蛸瀬川流域と並行して次のエリアに行くということではなくて、基本的には、また新たに次のエリアに入っていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私が何で今後の方向なのに、このかきせのこと聞いてるかといいますと、課長の以前の答弁の中で、先ほども言いましたけど一定のルールづくりが必要でそれができてるということ、最初聞いたんです。一定もうル

ールづくりができて、かきせでは。

その判断基準は役場が提供してるので、できちようということですね。ごめんなさい。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えします。

一定の基準というのが、今回、それぞれのワークショップの中で、それぞれの地区で話し合ってもらい、先ほど言いましたように、この状況になったらこういう行動を取りましょう、こういったタイミングでこうしましょうとか。また、事が起こったときに、セカンドベスト。ここだけではなくて次の段階とかいったことも、それぞれの地区で話をしてもらってます。

そういったことも、それぞれの地区の特徴がありながら、ここの地区ではこういった対応、ここの地区ではこういった対応、蛸瀬川三地区におきましても、それぞれの地区での特色が出てきております。そうしたことを、それぞれの地区の中で話し合っただけで出している。

そこで、さらに町として何らかの情報として提供できる部分があれば今後も提供していきながら、その計画に関しては作り上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

土砂災害、豪雨災害も含めてですけど、それは津波の問題と違っていろんな各地域の状況が違うので、かなり難しい面とか細かくやらなきゃいけないという点では、このワークショップ自体が生きてくるんだろうと思うんです。

でも、そのワークショップの内容はなかなか私たちに細かいことは分かりませんが、今のお話では大体、そのかきせ地域の状況に合わせて、その地域の特徴に合わせて大体のことはできたと。

さっきのお話では、3 回やって、過去の災害からいつ、どこへ避難するか。そして、どんなタイミングでどんな場所に避難するか。で、自主避難訓練もこれからするというようなことでした。

今回の土砂災害は、確かに各地域の状況を知ってやる必要があると思いますので、今後 4 回やるということでは、4 カ所やるということでは、この地域を熟知するためにもワークショップそのものが大変重要な取り組みだと思いました。

その上でですね、その津波の場合は先ほども言いましたけど、津波は揺れたら逃げるといって大変分かりやすいんですけど、先ほど何回も言ってますけど土砂災害、豪雨災害は避難を判断する基準ですね。それが大変難しいんじゃないかなと、それは以前の答弁でも言われました。

それで、町の婦人大会でも紹介されたんですけど、それからのワークショップでもされたと言っていましたけど、そもそも土砂災害というのは何なのかっていうことのお話がありました。そのような基礎知識っていうのを私は婦人大会でお話を聞いて、ワークショップに出られる方はその地域地域で限られてますけど、町民全体が知る必要があるんじゃないのかな、というように聞いてたんです。

町民全体の、言ったら土砂災害に対する意識のレベルアップが必要じゃないかなと思うんですけども。そのような対策は、今後のですね。あるでしょうか。

お聞きします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

一応、現在、そのワークショップに関しましては3カ年間、平成33年度までで一通り策定していきたいというふうに考えています。

計画策定後におきましても、それを変えるということではなくて、検証していくといったフォローも継続して行いたいというふうに考えております。

また、今年度におきましても、土砂災害、防災に関する学習会の開催に関しましては、宮地議員もご存じのように婦人会であったりとか、そういった所で行ってきたところです。

あと、地区でのサロン等の要望というのもありまして、それに関しては要請に応じていておりますし、学校、団体からの要請、計今年度7回ほど対応しております。

そうした状況もあり、来年度も要望があれば、学習会の開催について要望の対応をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今、7回対応してくれちゃったと。そうですね。

それで、要望があれば今後行きますよということでは大変ありがたいんですけども、私が思うのですがね、この自主避難計画というのをかきせのやつを頂きましたけども、そこにもちょっと書いてありましたけど。

これはですね、地域の状況がいつもと違うと。そういうことに気が付いた人が、自分なりの判断をして避難をします。そういうことがとっても大事だっていわれてますよね。

そして、また区長さんが、いつもと違うということに気が付いて、地域の人たちに呼び掛けて助かったと。

そういうことがあったっていうのがありまして、そのいつもと違う状況を多くの人が知識として知る。いつもと違うなということが分かるということはですね、そういうことが分かるような町民をたくさん、私、つくっていかなくちゃならないんじゃないかなと思うんです。

地震津波のときは、いろんな勉強会もしてくれたし、町全体でもやるし、それから時間もかなりかかりましたから。今は、土砂災害は始まったばかりですけど。そういう中でいろんな所でやって、自主防災組織の中で私たちは、浜の宮、新町、万行という所、3カ所で、あかつき館で津波を見ながら勉強するとかですね、いろいろ、夜もするが昼間もするとか。そういうふうにしていろんな形であったので、住民のその災害意識が上がってきたんですけども、まだ土砂災害は始まったばかりですので、この町としてはそのワークショップ、とっても大事だと思うんです。それはそれで地域の状況がありますから。

それと一緒に、町民全体が土砂災害っていうのはどういうもので、いつもと違う状況っていうのは何を指して言うのかいうのは、私自身もよく分かりませんし、そういうことも必要じゃないかなと思うんです。

というのは、これを見ますと、前兆現象が避難の参考になることもあるというふうに書かれてあるんですけど、じゃあ、その前兆現象というのはどういうものが前兆現象なのか、普通分からないと思うんですよね。

だから、そういう勉強する機会は町民大学なんかで私、計画されてないのかなと思うんです。せっかく矢守先生、片田先生がおいでになってるんですから、そういうことは、町民大学というのは、全町民が勉強する機

会がありますので。ワークショップだったらその地域の方だけですけど。

だから、そういうことは計画されてないかをお尋ねします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

まだ、現在のところ、来年度の町民大学に対してどのような、という計画は立ててないところがございます。

ただ、来年度におきましては、各、片田先生、矢守先生におきまして、4 エリアをそれぞれの班で動いていただくということで日程調整がなかなか難しいという状況になっていますので。

そうしたところで、今年度ご対応できるかというところはまだスケジュール調整も必要なので、今の段階で町民大学といったところを対応できるかという答えはできませんけども、いずれかのタイミングでは、やはり町民の方に土砂災害に関しての講演とかそういったものも必要かと思っておりますので、そのタイミングを見計らいながら対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町民大学は何も、このお二人の先生が来られれば一番いいんですけど、そうじゃなくてもですね、町として、私が言いたいのは早い段階で、土砂災害っていうのはそもそも何なのかと。自主避難というこの判断ですよ、それはどういうところでやるか。そういう町民の意識のレベルアップが必要じゃないかなと思って、今、聞いてるとこなんですけども。

そういう意味では、防災課がまだ町民大学は計画はされてないかもしれないけど、そういう計画を積極的に持って、そのワークショップだけじゃなくて町民全体の意識を図っていくという。そういう、私は積極面がほしいなと思ったんです。

そういう気持ちは、どうですかね。町全体に、この要望されたから、要望されたら話しに行きますよというんじゃないで、お忙しいですけど、こうこうこういう計画を持って、各地域かどうか分かりませんが、全体にやるかどうか分かりませんが、そういう方向を持つてるといことはいいですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

おっしゃられるように、町としてやはりこの土砂災害というのは、地震津波と違いまして統一的な避難行動がないというところで、非常に困難性がある構図だというふうに思っています。

そうしたところを、やはりきめ細かく言っていかななくてはならないということもございますので、現状でいきますとやはりワークショップが中心にならざるを得ないというふうに思っています。

ただ、おっしゃられるように全町民に対してどのようなタイミングでやっていくかというところは、いずれかのときには判断してやっていく必要があるというふうに思っていますので、繰り返しの答弁になりますけども、そのタイミングが来た段階では町民の方に何らかの形で、学習会なり講演会なりを実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ役場の方にもね、いろいろやり方がありますし予定もありますけど。

私、例えばですね、9 月に全町で防災訓練しますよね。そういうときに、各地皆さん集まるわけですから割と出席率も多いわけですから。そこで、長いのをやる必要ないですけど、私は婦人大会で言ってくれたような、大体土砂災害というのはこういうもので、前回のときもこういう危険性があったんだよってというのは、夏場は、先ほども言いましたけど結構豪雨災害が多くて、各地に。黒潮町でいつあってもおかしくないじゃないですか。台風もいっぱい来るし。そしたら、ある程度早いうちに、これは全町に一定のレベルを言うておく必要があるんじゃないかなと。底辺の知識ですよ。

その地域地域の判断の仕方は課長が言われるように違いますけど、逃げる場所もいろいろあって、判断の仕方も違いますけど、最低限こういうもので、こういうことをみんな心構えとして持っていてほしいと。後は、自分の頭で考えて、自分で勉強しなきゃならないわけですから。その材料をまず提供するような場をですね、いずれは考えていくじゃなくて、私は今年度中にできないかなと思うんですけど。それをひとつ、頭に入れてください。

それで、あんまり時間がありませんから。

それで、もう一つ。

いつもと違う状況を見つけたら区長に報告するとかって、この自主避難計画にあるんですよね。区長さんか副区長さんに報告するという点では、区長会での学習会というのはやっておりますか。

やってなければ、そのような計画はありますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

区長会等での学習会は行っておりません。

さらに、この自主避難計画の中で区長、副区長というところが出てますけども、それに関しても、この地区は区長、副区長ということになってますけども、ほかの地区はそうでないケースも出てくると思います。区長さんがいない場合、副区長さんがいない場合もありますし。

その中で、どちらかという動きはそうでない方がいいという地区もあるかもしれませんが、ここを、どこの地区も全てこういった形ということには考えておりません。

そこは、それぞれの地区の中で、そういったことの報告、動きに関しては、また考えがあつて詰めていってもらうものと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の区長さんのところで併せて聞こうと思ったんですけど、区長さんじゃない所もあると言いましたけど。私はこういうふうに聞こうと思ったんですけどね、併せてね。

区長には、その自主避難の開始を住民に連絡する。そういう義務はどこまであると考えられるのかなと思って、それもお聞きしたかったですが。

それ、答えできますか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

義務といたしますか、●に頼ったもので義務の範疇（はんちゅう）かどこかで決まるということにはなっておりませんが、自主防災会の会長をお務めされているケースが多くてですね、そういったことでは、もう自主的にということになるかと思えます。

少し、多分テレビをご覧になっている方もおられるので、ちょっと土砂災害を補足させていただきますと、課長も繰り返し言いましたが、かきせで作っているいわゆる計画ですね。は、かきせで話し合った中身でして、そこに載っている情報の、さらに複層的な情報をかきせの皆さんはご存の上で、文字として表現されたのがその計画ということになっています。

何を言いたいかという、例えば予兆現象があったときに、それを見つけて報告し合いましょう、幾つか情報が集まったら、それはもう避難行動を取りましょうということになっておりますが、その情報にはどうしても正の情報の部分とメタの部分というのがありまして、良かれと思って出す情報の負の影響もございます。つまり、予兆現象が確認されるまでは逃げなくていいよということではないということ、かきせの皆さんは3回のワークショップで全部分かった上で、文字として起こされていると。こういうことになっています。

土砂災害防災は幾つかの特性がありまして。先ほど、例えば予兆現象とかいうのは、恐らく避難行動的にもトリガーとしてはですね、大体中間ぐらいに位置するものになります。つまり、起こってから、結果として振り返ってみれば、いつ逃げればよかったんだろうかなと振り返ったときには、時間が手前、手前、手前であるほど、その避難行動の制約に自由があると。つまり、遠くまで逃げられるし、より安全な所まで逃げられる。でも、時間がたつにつれて切迫してきて、選択肢も薄れていく。移動半径も狭まっていくと。こういったことになります。最終的には、もう逃げ場がなくなって、家屋の中で垂直移動と、こういったことになるわけですけども。

それらの情報が、全体が包括的に何となくイメージで分かっているスタートしないとですね、ちょっと、先ほど申し上げましたように、どこかに明確な基準があつてとかということにはなかなかかなりにくい不安防災になります。

よって、相当ですね、地域に帰ってコミュニケーションを取らせていただかないと非常に難しい問題であると思っています。

ただ、全体の知識の底上げも絶対必要でして。例えば、物理的現象として自分たちが知識として得るだけでも、ある一定の方の避難行動は変化されると思います。

従って、そういうことも併せては考えてまいりますが、当面ちょっと地域の方に入らせていただいて、コミュニケーションを図らせていただければと思っています。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町長の方も当面は地域に入っていって、全体でやるんじゃないなくて、全体も必要だけど、当面は地域に入っ

いくという方向ですので、それはそれでそちらの方向があるんですから。

ぜひ、その全体の知識を私は広げてほしいというのはすごく思ったのと。

その広めていくためにはですね、確か課長が、地区防災計画も地震津波に加えて、豪雨土砂災害のことも話し合っていく必要があるというふうに言われたと思うんですよ。

その地区防災計画というのが自主防災計画のことかちょっと分かりませんが、今後、これは各地域でつくっていくと。ワークショップが先ですけど、こういう方向性も持ってるんですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

各地区で、この自主避難計画は作成していきたいというふうに思っています。

その自主避難計画は自主避難計画としてありまして、それぞれ今、地区では地区防災計画といったものも作成に向けて進めていってもらってます。

その中で、一定今までは地震津波が中心であったものに対しまして、地区防災を考える上では、地震津波だけではなくて土砂災害等、風水害に対しても防災計画の中で考えていくといったところで、新たにということじゃないですけども自主避難計画自体が地区防災計画の中で何らかの形で位置付けられるとか、そういったことで、地区防災に関しましては全体的に地震津波、風水害も全て地区防災計画の中で一定考えていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私は、全体で住民のレベルアップをしてほしいというのが大きな今回の質問の内容だったんですけど。ワークショップはもちろん進めていってもらってますし、予算もついていますからどんどん町内に進んでいくんですけど、それに併せて、全体のレベルアップが必要じゃないかなと強く思ってたんです。ですから、先ほど言いましたように、全町の防災の日にやることができないかな、いろんなことを考えていただきたいな、というのが私の希望なんですけど。

役場にもそういう方向もあるでしょうけど、なるべく早めにですね、土砂災害というのはそもそも何であって、あまり自然災害のない黒潮町でしたけど、必ず豪雨災害。今はものすごい豪雨災害増えてますし、気象状況も変わってきましたので、必ず豪雨災害っていうのはあって、いつ来てもおかしくないんだよというのは、地震津波の話だけじゃなくてこれが身近にあるということを一定ですね、脅すわけじゃなくて、一定の知識としては私は必要じゃないかなと思ってますので、ぜひその方向をですね。

今後も、町民大学が分かりませんが、取っていただきたいなと思うんですが。

再度、その点をお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

先ほど言ってるように、来年度の計画自体がまだできてないので、この時点で、このタイミングで町全体

がやるというお答えはできないですけども。

ただ、言ってるように底上げ自体はしていかななくてはならないというふうに考えていますので。ただ、それがどのタイミングになるかという。先ほども、繰り返しの答弁になりますけど、どのタイミングになるか分かりませんが、ある一定のときが来ればそのタイミングで、全町的なところの取り組みもしていきたいというふうに考えています。

以上です。

9 番 (宮地葉子君)

今回は1問でしたので、これで質問を終わります。

議長 (山崎正男君)

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 16時 17分